

1. 議事日程（平成29年第2回北広島町議会定例会）

平成29年6月20日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- 梅 尾 泰 文 民生委員・児童委員さんお元気ですか  
エコエネルギーの普及状況は  
災害時対応は万全か
- 中 田 節 雄 町長公約である「担い手大学」について伺う  
国家戦略特別区域（農地法3条）の指定について  
老朽化した「千代田中央公民館」の施設整備の予定は
- 伊 藤 淳 転入を増やすために行っていくイメージ戦略を問う  
敷 本 弘 美 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進について  
小中学校のトイレ整備について
- 室 坂 光 治 火災から人命財産を守ろう  
大 林 正 行 未来の北広島町を担う「ひとづくり」を問う  
健康ポイント制度の導入を

2. 出席議員は次のとおりである。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 浜 田 芳 晴  | 2 番 美 濃 孝 二  | 3 番 真 倉 和 之  |
| 4 番 湊 俊 文    | 5 番 敷 本 弘 美  | 6 番 森 脇 誠 悟  |
| 7 番 宮 本 裕 之  | 8 番 山 形 しのぶ  | 9 番 亀 岡 純 一  |
| 10 番 梅 尾 泰 文 | 11 番 室 坂 光 治 | 12 番 服 部 泰 征 |
| 13 番 伊 藤 淳   | 14 番 中 田 節 雄 | 15 番 大 林 正 行 |
| 16 番 伊 藤 久 幸 |              |              |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策  
芸北支所長 成 瀬 哲 彦 大朝支所長 清 水 繁 昭 豊平支所長 堂 原 千 春  
危機管理監 五反田 孝 総務課長 古 川 達 也 財政課長 信 上 英 昭

企画課長	畑田正法	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	清見宣正
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	砂田寿紀	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	林秀治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠                      議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。10番、梅尾議員の発言を許します。

○10番（梅尾泰文） おはようございます。10番、梅尾でございます。さきに通告をしております3点について質問をいたします。まず、第1点でありますけれども、民生委員・児童委員さんお元気ですかというタイトルでございます。民生委員児童委員の方は、地域を守り、住民の身近な相談相手や専門機関への重要なつなぎ役をしておられます。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であります。研修を受けて、しっかり任務を理解されて活動されておられます。全国には23万人おられます。北広島町では、77名の定数のところ、残念ですが、今は76名というふうに聞いているところであります。日夜、相談等の対応していただいております。特に高齢世帯やひとり暮らしなどの方の気配りをしておられるところであります。相談や心配事など多岐にわたっていることと思います。民生委員は、やりがいのある、社会に誇れる職種でありますけれども、一方、他人の相談で自分が悩んだり、悩んで押し潰されたりするようなこともあるとお聞きをしております。それほど親身になっておられるということだろうと思っております。そこでまず、民生委員児童委員さんが心身ともに元気でなくてはならないということでもあります。そこでお聞きいたします。民生委員児童委員の選

任の方法はいかがでしょうか。そして、年齢は何歳から何歳まででありましょうか。まず、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは福祉課から回答させていただきます。まず、民生委員児童委員の選任の方法についてでございますけども、民生委員の選任に当たりましては、担当する地区の区長さん等と連携を図りながら、候補者の選任に当たり、承諾を得れば、町の民生委員推薦会に諮っております。また、年齢につきましては、民生委員法第6条に民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村議会の議員の選挙権を有する者と定められておりますので、20歳以上となり、また、民生委員児童委員選任要領では、できる限り75歳未満の人を選任することに努めることとされておりますので、定年を規定してはおりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 民生委員等の選任については、通常、地区地区の区長さんたちをお願いをして決めるというのがそうなのかなというふうに思っていたので、回答もそうでありましたけれども、年齢についてでありますけども、少子高齢化という状況の中で、20歳から75歳という範囲の中ではありますが、20歳ぐらいの方をお願いするというのはなかなか容易なことではないというふうに判断をいたします。そしてまた、75歳で、これ多分3年が任期だろうと思えますから、途中で75歳を迎えられるということもあると思えます。なかなか大変な仕事でございますけども、その選任のところをしっかりと力も入れていただきたい。特に先ほど言いました77名の方が民生委員児童委員になられるというところが76ということですから、地域で無理だったということが理解できますが、その辺のあたりの努力の方法、なぜ77が76なのか、今後においては、もっと少なくなるのではないかということが危惧されるわけではありますが、いかがでしょうか。お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 先ほど申し上げましたけども、定年の規定は設けてございませんので、できる限り、75歳未満の方を選任することとしておりますけども、現実、もう75歳を過ぎた方でも民生委員活動されておられる方がいらっしゃいます。できる限り、75歳未満の方を選任するようには努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今の社会、老人が老人を介護するという、老老介護という言葉があるように、どうしても中心にならなくてはならない方たちは、若い人たちにお願いしたいわけでありまして、仕事もあって、なかなかそういうところに力が注げないということもありますから、やはり高齢者の方、定年制がないということではありますが、そういうところにも、もう少し力を入れて、しっかりした指導もしていただきたいというふうをお願いをしておきたいところでもあります。そして、民生委員児童委員さんの選任について、77でありますけども、一人一人の割り当ての地区というのが決まっているというふうに思いますが、受け持ちの地区や範囲基準というのがあるだろうと思いますが、どういう取り決めによってなっているのかということ、あるいは一人でそれを当たらなければならないのか、隣の地区に民生委員さんはいらっしゃいますけども、それはあくまでも範囲が違うから、ここはあなたが受け持ちですよということになるのか、そこら辺の範疇はいかがでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、一人の受け持ち地区や範囲基準についてですが、民生委員の定数基準は、人口、面積、地理的条件などを総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行えるよう、地域の実情を踏まえて設定するよう定められております。町村の場合、70から200までの世帯に1人が基準となっております。これに基づき、広島県では120世帯に1人を基準としております。それから民生委員さんが一人で当たらなければならないかということですが、担当地区は、基本的には一人で当たるようになっております。しかしながら、民生委員さんは、各地域の民生委員協議会に属しているため、例えば活動の中で悩んだり、不安なときには、仲間に相談したり、仲間とともに対応することもあると思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私の質問の後段にあります、やはり一人が相談を受けて、一人で考えていくと、その民生委員さんがみずからが潰れてしまう、悩んでしまうということにぶち当たるというふうに思うので、そこら辺のところのカバーが大切だなというふうに思っています。ですから、一人で当たらずにはならない、守秘義務の部分も踏まえてそういうことはあるだろうと思っておりますが、本当に何人かで協力して取り組むということが必要なときもあるというふうに思いますので、そここのところも少し実態があればつけ加えてお願いしたいと思います。そしてまた民生委員さんが聞き取りをされてきた事案について、その受けた相談を主に、どちらに報告に行ったり、相談に行ったりしながら問題の解決に向けていかれるのか、いろいろなケースがあると思いますから、一概にここへすぐに行きますよということにはならないというふうに思いますが、そここのところの大きな流れをお聞きしてみたい。そして、特に早急に取り組まなくてはならない、深夜であってもおうちに行かなくてはならないというふうな事例も私はあるだろうというふうに思うんですけども、そういう場合には、どのような対応されているか、あるいは福祉課のほうでは、どのように指導なさっているのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 民生委員さんの活動につきましては、先ほど申し上げましたが、単位民児協での取り組み、それから、そのほかに社協や行政なども活動をサポートさせていただいております。自分一人ではなく、多くの関係者と一緒に協力しながら活動するのが民生委員ではないかなというふうに考えております。聞き取りをしました相談等につきましては、行政、または相談内容によりましては、その専門機関のほうへつなげてもらっております。早急な取り組みが必要なときは、どのようにされておられるのかということの質問ですが、行政などに連絡をさせていただいておりますが、急を要する場合には、各民生委員さんの判断に委ねておるのが現実でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 事例がいろいろありますから、どの事例のことについてお答えいただいているのかというのは分かりませんが、家庭の中でのこともあるでしょうし、対外的なこともあるでしょう。ただ、深夜に及んで民生委員のところに連絡が入ってきたりした場合に、民生委員個人の判断で処理をされるという答弁なのかなと思いましたが、それはなかなかまたつらいものがあるなというふうに思います。民生委員になかなか、やればやるだけやりが

いのある仕事だというのはありますし、誇りに思っておられるという方も当然ありますけども、重荷になっているということも片方にはあるわけでありまして。それらが今、私が言いましたことに当たるとすれば、行政が何らかの方策というか、指示なり出していく必要がありますやせんのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 基本的には、住民から相談されたこと、頼まれたことを自分一人で対応するというのではなくて、つなぎ役に徹していただくということをつなげていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） つなぎ役ということでありまして、どこにつなげばいいのかということ、それこそ民生委員の方たちの研修の中で、いろいろなケースケースがありまして、これは児童福祉相談のほうにとか、いろいろなパターンがあると思いますが、そこら辺は十分承知をされておられるんだろうと思いますが、そういうふうなつなぎをするという意味の答弁だろうと思いますが、そのところもう一回確認をしたいということ、大変な仕事をしていただいているわけでありまして、手当というのは、やはりお仕事に見合う手当、報酬というのがあるのかなというふうに思いますが、そこら辺はいかがでありましょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 民生委員さんは、毎月の研修会、年数回の全体の研修会、あるいは、県の主催の研修会に参加されるなど、そうした研修を通じて民生委員活動を進めておられます。手当につきましては、民生委員は、特別職の地方公務員であります。あくまでボランティアでありまして、給与は支給しないように規定されております。ただし、活動に要する交通費などに充てる費用弁償は支給させていただいております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 本当にボランティアでいろいろなことをされるということで、今でこそ皆さん、運転免許証を持っておられると思いますが、まず、やる能力があっても、運転免許証がないと、ここからそこまで移動する、夜来てくださいというふうなことがあっても、それが可能でないと、動けない。タクシーで行けば、当然それは行けますけども、終わった後はまたタクシーで帰らにゃいけないというようなことがあるわけでありまして、その場合には、ですから、費用弁償で補償するという状況でありましょうか。お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 今の質問については、タクシー補助等の経費は見えておりません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 見るのだよというふうに言われて、具体的な話をしたら、見ていないということですから、ボランティアですか。自転車で行って、自転車で帰る以外にありませんか。それはちょっと意地悪な質問になってしまうような気がしますから、答弁は結構でありますけども、やはり必要なものは支出をしていくという姿勢がお願いしたほうの側には持ってもらうにゃいけないのじゃないかなというふうに思っています。今のようないろいろなことがボランティア精神で行っていただくわけでありまして、大切な任務を持っておられる職務であります。これは全国的にも言えることではありますけども、先ほどあった、120世帯で1人ぐらいの民生委員だよということを広島県は決めているようではありますけども、そうはいいまして、な

かなかその基準どおりに民生委員児童委員が決まらないという状況は全国的にあります。そのところを今、北広島町の行政はどのように受けとめておられますか、お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 昨年12月に民生委員の一斉改選がありまして、本町では、定数77人中1名の欠員となっております。これまで地元と調整を行ってききましたが、現在のところ、選任できない状況となっております。昨年の一斉改選では、全国的にも多くの欠員が出ております。高齢化が進み、退職年齢の延伸、人間関係の希薄化など、社会状況も変化し、なり手不足が深刻化していくと感じております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それこそ大切な仕事でありますし、おってもらわないけれども、なかなかしてもらい手が見つからないという状況があります。もう一度お聞きをしたいと思っておりますけれども、やはり民生委員児童委員みずからが悩み、病気になって、出ることが難しくなるというようなことがあるやに聞くわけではありますが、そうしたときに行政は、あるいは周りの民生委員はどのような、あるいは関係機関はどのような措置を講じられるのかお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 民生委員さんは行政や関係機関とのつなぎ役であるということから、自分だけで抱え込まないよう、研修等で周知しておるところでございます。先ほど申し上げましたように、全ての民生委員さんは、民生委員協議会のほうに所属され、活動しております。その民生委員協議会では、委員それぞれの活動を通じて、把握する課題を共有し、対応方法について検討したり、委員同士の学習の場として研修等々実施されております。一人一人の委員を組織として、その民生委員協議会が支え、さらには関係機関と連携して、地域福祉の向上に努めていただいております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） なかなか一つ一つのケースになったときに、どのように対処すればいいのかというのは出てこなくなるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、私がタイトルで出しましたように、民生委員児童委員さんお元気ですかという、お元気でないと、この活動自体が成立しないわけです。ぜひ、そのところをしっかりと元気でいてもらおうと、つなぎ役だけでいいんですよという問題でもありませんけれども、しっかりと研修もされておってもらわなきゃならん、大変大事な役でございますから、とにかく健康に留意していただくということでもあります。いろいろな問題等の処理については、活動した経過報告は、町のほうに報告をすることが義務づけられているわけでしょうか。そしてまた、この活動中に事故とか、あるいは、先ほどから言ってます、病気にかかったときには、どのような後ろ盾といたしまししょうか、補償があるのかということ、皆さんのために一生懸命しましたけれども、途中で事故に遭ってしまいましたということがあるかもしれません。そういうときには、どういうふうな対処の仕方、対応がされているのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 民生委員の活動につきましては、国が定める福祉行政報告例に基づいて、毎月の活動記録を提出するようになっております。また、活動中に事故等々がありました場合には保険対応も考えております。また、病気等々で活動ができなくなった場合には、隣接する

担当民生委員さんにカバーしてもらっておるのが現状です。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、福祉課長が全て、大体私が申しました項目について答弁をいただいたわけではありますが、町長に最後に、この北広島町で77名いてもらわなくてはならない民生委員児童委員のところ76でありますけども、これが76ですから、まだ、1名欠ということだけで済んでいます。状況的にこれからもっとその欠員の数が増えていくかもしれません。しかしながら、大切な用務を持っておられる職務であります。これから、この町が福祉の充実に向けて取り組んでいこうとするいろんな諸施策について協力してもらおうということから考えると、大切なことなんでしょうが、今からどのような方向で、民生児童委員の育成等について取り組みをされるのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 民生委員児童委員の皆さんには、本当にお世話になっておるわけですが、今、本町は1名欠員という状況であります。もう少し時間をいただいて、地域で出ただけのように、一つ協議等もさせていただきたいというふうに思っておりますが、将来的には、高齢化の進展等もありまして、非常にその地域だけで選出が難しいような状況も発生してくる可能性はあるというふうに思っております。そうした場合には、その隣の地域であるとか、そういったところで、少し輪を広げさせていただいて選出してもらおう等、検討もしていかなければならない時期も来るのではないかというふうな気がしております。具体的にまだ、こうこうしますという回答は持ち合わせておらんわけですが、いずれにしても、その地域をある程度守っていくということでは、やはり欠員のままということでは難しいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） これから先に向けてしっかりと協議をして、欠員がないような体制で取り組んでいただきたいというふうに思っています。次に、2問目に入りますけれども、エコエネルギーの普及状況はというタイトルでございますけども、近年、化石燃料や原発による電力の供給からエコエネルギーへの方向に変えられようとしているわけでありまして、その一つに太陽光発電があるわけでありまして。この本町は、元の千代田町時代から、この建物の南側には太陽光を設置をして、総務省、あるいは政府のほうからも、エコに取り組んでいる町であるというふうな評価を受けてきたわけでありまして。そこら辺のところ、今は庁舎の屋根にも太陽光のモジュールが乗っております。そのところから、まずこの町の、この庁舎の、あるいは太陽光事業の流れと、それから、この町の早くから太陽光の発電を実施をしましたがけれども、どのぐらいの発電量が出て、増えているのか減っているのかという推移をお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 公共施設の屋根貸し事業についてでございます。本事業は、町有施設の屋根の有効活用を目的としまして、太陽光発電設備の設置スペースを民間事業者へ貸し出し、その対価として売電額の一部を貸付料として納めていただいております。平成26年度に事業開始いたしまして、平成27年12月から屋根貸しをしております21施設全てで売電が始まりまして、平成28年度の総発電量は109万6000kWh、一般家庭で申しますと、約300世帯の電気使用量を発電しております。庁舎についての発電状況でございますが、済みま

せん、現在ちょっと資料持ち合わせておりませんが、当初、本庁舎の発電は、下の入り口のところにも表示させていただいている状況があるんですが、年々パワコン等の不具合等、老朽化等で発電量は現在減ってきている状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ちょっとびっくりしているんですけども、資料を持ち合わせていないということが、そういうことでもいいのかなと思うわけでありますが、残念でなりません。今、太陽光というのは、町内に、個人もであります、法人もでありますし、工業団地なんかかなりの太陽光発電が生業として成立をしているということでもあります。今どのぐらいの企業が、どのぐらいの、先ほど言われました109万kWhぐらいのものができていますけども、そのものをつくるには、何らかの行政に開発申請等が要るんじゃないかというふうに思いますが、そういう流れの中で、そういうことが大幅に展開されてきているんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 大規模なメガソーラー発電等につきましては、開発行為の対象になりますと、当然、町のほうに開発申請を出していただきます。通常、住宅用等で設置されております太陽光発電については、町のほうの届け出等は必要はございませんので、承知しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、個人の場合でしたら、電力会社が買い取ってくれる売電、買い取ってくれる電力は、以前とは数字が変わってきて、契約してから10年間はその金額は変わりませんよというのがありますけども、その流れはご存じでしたら、いつぐらいは何円で、いつぐらいは何円だというのが分かればお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 売電価格でございます。中国電力管内の買い取り価格で申しますと、10kW未満の場合、28年度は1kWh当たり33円、今年度は30円、そして10kW以上、これの場合は28年度24円、29年度は21円となっております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） だんだんに、その売電料というのは下がってくるというのは状況的にはお聞きをしていたんで、数字は分かりました。この太陽光発電であります、モジュールも含めての耐用年数、大体17年だというふうに聞いておりますけども、17年で、もう終わるよというふうな施設ではないというのは分かっていますけれども、この本町にあるモジュールあたりで、今、何年で、これからどのぐらいけそうか、予想が分かればお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 太陽光発電の耐用年数でございますが、先ほど議員おっしゃられましたように、国税庁が定めております減価償却資産の耐用年数、これは法定耐用年数でございますが、17年でございます。これはあくまでも減価償却の期間ということでございます。現在、メーカーの保証等では20年から25年に設定したのもございます。本町にあります太陽光発電設備、これについての耐用年数は、当初、メーカーの保証等では、ちょっと把握しておりませんが、法定耐用年数で考えると17年ということになるかと思っております。現在設置されて



から、平成13年だったと思います。もう15年、16年ぐらいになろうかと思っています。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） エコエネルギーということで、太陽光発電が売電料も、例えば48円からスタートしたんだろうと思いますけども、それから10年間は大丈夫ですよという言い方をすることで、かなり普及されてきました。個人が自分の屋根に設置をするということも増えました。けれども、先ほど言いました工業団地等に業者が設置をする。あるいは山に設置をする、空き地に設置をする、農地だったところに設置をするということで非常に増えてきました。これから、今太陽光発電がいろんなところに設置をされておりますけども、景観がいいのか悪いのかといいましたら、問題があります。クリーンエネルギーですから、やり始めは非常に評価をされました。今から、これは先ほど言いましたように耐用年数がまいります。ほかさきにやなんときが必ず来ます。そのときに、このものはどのように処分をしていくことが、今の段階でできているのか。あるいは、今いろんなところに太陽光発電がされて、高いところに家がある方は、それがまぶしいよと、困るよと、迷惑施設になっているよということだってあるわけであります。南に向いているから、東に向いているから、家のほうにいかんはずじゃがのうというふうなことを言われる方もありますが、そればかりではないわけです。ですから、本当にクリーンエネルギーで評価をされたそのものが迷惑施設になりつつある、なるのではないのかということが今考えておかないといけない時期に来ています。そのところをどうだろうかということで、お聞きをしてみます。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 太陽光発電が迷惑施設ということになるのではないかというようなご質問だったと思います。太陽光発電につきましては、現在買い取り制度により、これまで未利用だった屋根や耕作放棄地、また山林等の所有者が土地の有効活用として太陽光発電設備の導入をされて現在増えてきているという状況でございます。この反射光につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、設置する角度、方角によって周辺へ影響を与える可能性、これはあると思います。十分な事前調査による角度調整が必要であるというふうに考えております。あと景観についてでございますが、景観は主観的要因が大きいと。例えば管理が一切なされていない耕作放棄地などから太陽光発電に置きかわった場合などは、見る者の立ち位置、考え方はさまざまあるというふうに考えております。これは景観ももちろん大切でございますが、これは地域の合意形成のもとで適正な施工と管理がなされることが肝要だというふうに考えております。処分の話、使用済みのモジュールの処分についてでございますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令が適用されます。環境省のほうで、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、これに太陽光発電設備の所有者、使用済み発電設備の撤去事業者、排出事業者、収集運搬業者、リユース関連業者、リサイクル処分業者ごとに役割が留意事項が決められておまして、発電設備の所有者の責任におきまして、適正に処理することということになっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 太陽光の設置について、地域の合意の上に設置されているんだから、それでいいじゃないかというような答弁に聞こえるわけでありますが、地球温暖化ということにならなくていいかということを考えて、かなりの熱量をモジュールが吸収をして発電をするという

ことになれば、やはり気温も高くなってくる可能性があるんじゃないかというふうに思いますが、そういうところの観点で研究されたことがあるかないかお聞きしたいと思うのと、この処分については、設置者の責任で処分するということでありますが、幾らぐらいの処分費がかかるのかということが、これから大変に、一気に集中して物が出てきますから、その物が本当に消化できる、口で言うのは簡単ですよ。それこそ設置者の責任で処分してくださいというのは簡単ですが、待たにゃあ処分もできんよというふうなこと、野ざらしになってしまってるよということになりはしないかということをお聞きするわけですが、そこら辺のところは、関係省庁とか、県とかに聞かれたり、研究したりしたことがありますか、お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 地球温暖化の関係で申しますと、太陽光パネルは多少熱は持ちますが、物理的にこの地球温暖化に影響を与える程度ではないというふうに学者のほうで研究されております。それから最終処分につきましては、まだ、この事業も買い取り制度も始まったばかりというような状況でございます。実際に買い取り期間20年、それが過ぎたものはまだないということと、それとあと、この処分については、今の量がどの程度とか、そういうのもまだ把握できませんし、ただ、あくまでもこれ産業廃棄物の分類に入ろうかと思っておりますので、今後関係省庁のほうで一定の整理をされて、こういった処分に対しては適正に行われていくんではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 太陽光についての普及率というのは、電力会社に聞けば明らかに分かることでありまして、どのぐらいのものが一気に出てくるかという予想は、もう既についていると私は考えます。次に、クリーンエネルギーのことで続けていきますけども、小水力発電やマイクロ水力発電というのも考えられるし、この町にも小水力発電というのはあるわけでありまして、その小水力発電のこれからどのように全地球的に、あるいはこの町として扱っていくのかということ、それからもう一つ、最後に芸北地域の風力発電というのが数日前に中国新聞にも載りまして、町のほうも生物多様性の関係からすると、それはちょっと待ってよというふうな意見も出たようでありますけども、そこも含めて、ちょっとテーマは大きいかもしれませんが、風力発電、小水力、マイクロ水力を含めて、トータル的に今後のこと、それから注意しなくてはならないこともあればお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 小水力、マイクロ水力、この考えでございます。本町においては、豊富な水資源を利用し、小水力、マイクロ水力発電設備を導入していくということは有効であるというふうに考えております。ですが、一方で導入に伴う水利権の設定や電力を供給するための送電網の整備といった条件整備の問題、それから発電設備、設置等の初期投資費用であり、また維持管理費用、そして売電価格等のこの費用対効果と採算性の問題など、現段階では導入は困難であるというふうに考えております。しかし、町内で有効活用ができます再生可能エネルギーにつきましては、引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えております。それから芸北地域の風力発電ということでございます。仮称大佐山風力発電事業につきましては、事業者のほうで環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続が現在進められておまして、去る5月12日まで計画段階配慮書が公表されておりました。計画の初期段階でありまして、風車の位置や工事計画、機材の輸送計画等がまだ確定しておらないということで、事業の全容

がつかめておりませんが、本事業は、大佐山から鷹ノ巣山付近を大規模に開発するものでございます。自然環境及び生活環境に相当の範囲の影響が及ぶのではないかとというふうに懸念をしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ここでも最後に町長にお聞きをしてみたいと思いますが、この町は、小水力発電で売電をしているというのは、今、課長のほうからもありました。そのことは、またこれから費用対効果も含めて研究していくんだということでありました。そのことと、それから、大きな問題は、芸北地域に風力発電が設置されようか、今、全容は分からないということでもありますけども、その全容が仮に分かったという段階で、事もう既に遅しという状況になっては困るのかなと思いますけども、自然破壊につながるという、大前提があるとすれば、どのような方法で、今からこの町は風力発電について取り組みをされるかというのを最後にお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 基本的には、これまでそういう方向で来ておるわけではありますが、自然エネルギーを使って、本町にもそういったエネルギーがたくさんあります。それを使って発電等をしていくということは、基本的に進めてきたところでありまして、薪ボイラーとか、いろんな取り組みもしているところではありますが、そのことによって自然破壊、環境破壊等が起きるとすれば、それは反対をしていかなければならないというふうに思っております。太陽光発電の問題もありますけども、今、芸北、島根側の浜田市でもありますけども、ここに大規模な風力、高さが150メートルぐらいの大きな風車が17基も計画をされているということでありまして、これは非常に大きな環境破壊につながってくるというふうに危惧をしておりますし、また、八幡地域は、特に自然を守っていきこうということで、これまで多くの努力の積み重ねがある地域であります。景観も非常に損なってしまうということで、本町としては反対の意思表示をさせていただき、取り組みをしているところでもあります。なるべく早いうちに断念してもらうように業者に対して取り組みを、地域の方が中心になりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 自然の問題について、力強く町長からお伝えいただいたので、私も安心をしたところであります。それでは、3問目に入りますけれども、災害時対応は万全かということでもあります。近年各地で、これまで経験したことのないような災害が起こっております。ゲリラ豪雨や土石流によるもの、地震によるもの、いろいろな被害が起こっております。天災であるように見えますが、実は、人災ではないのかなとも思っています。明らかに地球上で何かが起こりかけているようでもあります。そこで、これらの災害はないに越したことはありませんが、備えあれば憂いなしではありませんが、準備できることを十分に行って、避難等の想定をしておく必要があるだろうと思います。現在、町内での地域防災組織はどの程度必要と考え、現在何か所できていますかという質問をしておりますが、行政報告できちょうめんに書いてはいただいておりますけども、せっかくであります。ライブ放送もあるので、そういうところも含めて、だぶっているかもしれませんが、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 地域防災組織はどの程度必要と考えるのかというようなご質問につ

いては、自主防災組織は地理的条件、環境、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされていますので、必要なのは行政区、または旧小学校区の単位で必要と考えております。現在、芸北地域では5組織、16行政区、カバー率が64%、大朝地域10組織、45行政区でカバー率は100%、千代田地域は33組織で、41行政区、カバー率については60.29%、豊平地域については、13行政区、カバー率が100%、合計61組織、115行政区、全体のカバー率は76.16%となっています。未組織の行政区は、芸北地域9行政区、千代田地域27行政区となっています。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 質問をして答えていただいたんですが、いろいろカバー率まで、4項目にわたって言うてもらって、トータルで76.16%のカバー率ということでしたが、これ、後から表いただくにしまして、かなりの進展が見られているというふうに状況的には考えていいのかなというふうに思っていますが、組織に、つくったのはつくった、カバー率が76.16%ですから、かなりのカバーができていますよという答弁でありました。その組織にどういう目的を持って、目的というのは、明らかに防災という目的はわかりますけども、それよりもまだ幅が広いということもあるかもわかりませんので、どういう目的を持って、任務で、どういふふうに徹底がされているのかということをお聞きしてみたい。そしてまた、組織から、ここ大事なんですけども、組織から、研修会や避難訓練、消火訓練等の開催の依頼があると思いますが、それにはどのように答えておられますか。答えてというのは、答弁しているかということじゃなくて、どのように動きをしておられるかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 地域防災組織は、自助、自分の命は自分で守る。共助、ともに助け合う。公助、公的機関の助けの部分で、共助の部分を担当していただいております。自分たちの地域は自分たちで守るという目的意識を持ち、行動していただくよう、防災リーダー養成講習、まちづくり出前講座で機会あるごとに説明を行っています。また、組織からの研修や消火訓練の開催の依頼のことをお聞きになったと思いますが、自主防災組織からの防災に関するまちづくり出前講座等の依頼が危機管理監で対応したものが平成27年度は10件、平成28年度は15件ありました。依頼内容によっては研修会や訓練のサポートを行っています。また、消火訓練などは消防署で対応していただいております。地域及び自主防災組織からの講習依頼が平成27年度は58件、平成28年度は63件となっています。毎年、危機管理監または消防署にまちづくり出前講座や講習依頼をされる自主防災組織もあります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 出前講座等、年々増えているのかなというふうに思っております。ですから、来てくださいということに対応しているということでもあります。私の住んでいるところにも消防署のほうから来ていただいて、出前で来ていただいたということがありますが、それも夜であったんですけども、ある地域でいうたら、この昼、夜、土曜日、日曜日に本当に来ていただけるのかなということで、要請をしたが、そうもいかないというふうなことが答弁として返ってきたよ、実際には行かれたのかもしれないけども、そこが、組織はつくりなさい、組織の目的はこうですよというふうに言うておきながら、来て、いろいろと教えてよというふうに言うたときに、そのときがかなっていないということがあるのかと思いますが、そのところをはっきりお伝えください。

- 議長（伊藤久幸） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） そういった依頼に、危機管理としては依頼があった場合は、消防署もそうなんですけども、平日、土日、昼夜に関係なく、大きな支障がない限り、希望に沿って行っておりますので、そういう答弁があったというのは私のほうは存じておりません。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 大きな支障がない限りということは、裏返せば、何かがあったら、帰っちゃうよということですよ。支障がないという前提で、来てくださいという願いをしました。来ていただきました、支障が起きました、消防車は帰ります、消防署員は帰りますよということですよ。そういうことが事例がなかったんですかあったんですか。消防長。
- 議長（伊藤久幸） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） ただいまの議員の質問にお答えします。消防本部では、そうした断ったという事例はございません。ですから、大災害、火災とか、そういった大きな災害の場合は、その場から立ち去ることがありますが、災害優先ですから。講習を受けて断ったということはございません。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） ですから、危機管理監がおっしゃった大きな支障がない限りというのはどういうことを言いますか。行くか行かないかということをおっしゃるときには行くんでしょ、行かないんですか。支障があることが想定されるから行かない。お答えください。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 基本的には、全て要望どおりとはいきませんが、希望、第1希望、第2希望という日程を出していただいりして調整して行っておりますので、行かないとか、お断りするということはございません。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 基本的には要請に応えますということでもいいんじゃないんですか。支障がない限りという言い方じゃなくて。ですよ。それから、災害というのは、いろんな状況が考えられます。山から来る場合もあれば、川から来る場合もあるということでもあります。その場合、避難をしなくてはならない。その避難指令というのは、地区の人たちが、だから防災組織の人が指示をするのか、あるいは個々がそのことをしていくのか。あるいは行政が、例えばゲリラのようにここの地域だけ、例えば本地である、南方であるというふうなことであれば、行政がそういう指示をされるのかということをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 緊急時には、まずは、ご自分で判断をしていただく。自分で判断が難しいようでしたら、近所の人で相談していただくということが原則ということになります。その次に、自主防災組織の役員とか地域防災リーダーには、平常時から町指定の避難場所ではなく、災害種類に応じた一時避難可能な場所の確認をしておいていただき、災害が発生しそうなときは適切な避難場所の誘導をお願いしたいと思います。その次に、地域的に避難をする必要があれば、うちのほうで避難勧告とか避難指示という順番になっていくと思われます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今は、いろいろな災害情報がテレビでも流れますし、スマホでも流れてきます。その指示によって、どこの地区が今大雨が降ってるんだなというふうなことも分かります。それによって動けばいいんですが、なかなかひとり暮らしであるとか、お年寄りの世帯については、その情報が入っても自分はどうすればいいのかなということが分かりにくく、逃げおくれちゃうということがあつたりします。それらを地域の方がしっかり日ごろからコミュニティを結び合いながら、一緒に行動していくというふうなことが必要なんだろうというふうに思いますが、あまりにも逆に情報量が多くて、どっちが本当なんだろうかなというふうなことも逆にあるんですが、町からも、今、多分発信されておるだろうと思うし、県からも発信されておりますので、今のはスマートフォンのことです。いうふうなことで大変に混乱をするんでありますが、そこら辺のところの整理は行政としてはされておりますか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 今のご質問ですが、まず、町のほうでいえば、きたひろの広報とか、町の防災安全お知らせメールをまず優先的に、その情報は身近なところですから、その情報をまず優先的に考えて行動していただきたいと思います。県の情報については、気象台もありますが、その地域のやや大まかな情報でございますので、町が発信する情報を聞いていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） きたひろネットも情報を発信をしてくれるということで、きたひろネットをどのぐらいとおられるかということがいつも問題になりますけども、それにしても、きたひろネットでの情報で動くということが有効的であろうと思いますが、ただ、停電になったらテレビがつかないわけでありまして、携帯の情報以外にはないわけでありまして、そこら辺のところのカバーは何で行いますか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） きたひろネット告知放送は停電時でも最低2時間は使えることとなっております。今言われたように、停電が長時間となり、使えないと仮定した場合は、先ほど言いましたが、町の防災安全お知らせメールと、広報車が主要手段になると思います。防災安全お知らせメールは、主に携帯電話で受信するため、携帯基地局の電源と携帯電話の電池が持つ限り受信可能ですので、ぜひ、町の防災安全お知らせメールを登録しておいていただきたいと思います。また、緊急エリアメールについては、登録の有無にかかわらず、北広島町内のドコモとかa u、ソフトバンク、ヤフーモバイルの携帯電話届いているところでは受信可能となっております。災害時の通信手段として最も適切なものは防災安全お知らせメールです。このシステムを主要ツールとして、また防災無線に変わるものとして、今後、機能を充実させていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 時間が来ましたので、終わります。ただ、安心・安全ということで、しっかりと災害対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 01分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 休憩を終わり、再開いたします。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。さきに通告しております3点についてお伺いいたします。このうちの2点につきましては、町長の施政方針の中にあります、担い手大学の設置と耕作放棄地の発生防止につながるものであります。まず、第1点の担い手大学であります。以前、40年か50年前に森の大学とか山の大学とかいう、そういった名称で一時的には注目されたんでありますけれども、現在、それらが継続しておるかどうかは定かではございません。そこで、以下のことについてお伺いします。町長の公約でもある担い手大学の概要と、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 担い手大学の概要と進捗状況でございます。担い手大学につきましては、本町の現在と未来を担う農業、林業、商業などの各分野の人材やまちづくりの地域リーダーなどの掘り起こしと人材育成を目指すものでございます。現在、連携している大学との意見交換でありますとか、本町が各部署で実施している人材育成の取り組みの状況の把握、あるいは他の自治体の取り組み状況の収集などを行っているところでございます。本年度は、担い手大学の制度設計を行うとともに、まずは、まちづくり地域リーダーの育成と支援に着手するというふうな予定としております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 次の質問についてまでお答えいただいたような気がいたします。農業あるいは林業、まちづくりのリーダーと、そういった人材を育成するといったことのようにございますが、大学自体が、一応通常の大学のようなことは想定はしておりませんが、どこに本拠地を置くのか、基点を置くのか、そうしたところはどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 具体的内容につきましては、現在、制度設計中ではございますけれども、先ほど申し上げましたように、担い手の対象となる分野が多岐にわたりますので、設置場所を特定するのはなかなか難しいかなと考えております。その中で、地域に根つきということがございますので、活動の拠点としましては、各地域の公民館などが、あるいは集会所などがなるであろうというふうな考えをしております。また、この大学につきましては、座学のみではなくて、現場で、現地で実践できるようなことも考えておりますので、そういう場所での展開も考えております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今年度、制度設計をやるということで、まだ、細かなことが決まってないというふうにお聞きするわけですが、誰をターゲットにするのか。町外者をターゲットにしていくのか。町内の方をターゲットにしていくのか。その辺もまだ制度設計の段階で分から

ないということですか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） ターゲット等につきまして、具体には、制度設計をしているところがございますけれども、まずは地域のリーダーの育成に今年度は取り組みたいということがございますので、現在、地域で活躍しておられる方、あるいは次世代の担い手の方、そこら辺を含めて、育成なり支援をしたいと考えておりますので、今年度については、ターゲットは、地元で活躍しておられる方、担い手の方になろうかと思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） とりあえず、町内に在住の方ということで、現在、地域で活躍される方、あるいは地域を担う人材ということ、それをターゲットにということでありましょうか。制度設計の段階で、なかなかまだ煮詰まってないということはあると思いますが、現在活躍されている方、これは分かりますけれども、次代を担う方となりますと非常に幅広うございます。まだ今の段階で70ぐらいまでは働いておられます。決して生活も楽ではない。やはり60歳定年を迎えても、何とか年金をもらうまで、年金の支給年齢も下がってくることが予想される中で、働いていかなければならない。そうした状況の中で、次代を担う方、そうした方々をうまく募集できるのかどうか非常に不安であります。先ほどありました質問の中で、民生委員にもなり手が無いという中で、理想は理想として、しかしながら現実問題、そうした方々がうまく集まっていたらいいのかどうか、ゆとりがあるのかどうか。それと大学いいましても、日中ではなくて夜間にするのか、あるいは現場主義を踏襲しますと、そうした方々は、土日の休みしか参加できないという方もございます。そうした方々を、まだ制度設計段階とは言われますけれども、どういうふうに網羅し、参加させていくのか、その点お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） どなたをターゲットにして、この事業を展開するのかというところで、現在活躍しておられる方、または次世代を担う方と話をしましたけれども、まずは、現在活躍しておられる方につきましては、実際もう地域で、いろんな支援なり、取りまとめをされておられますので、まずは、これらの方にいろんな情報提供でありますとか研修会でありますとか、種々の取り組みをしていきたいと思っておりますけれども、議員ご指摘の次世代という部分については難しいというふうには思っております。この担い手大学を設置する目的が次世代の方、担い手の不足というところで、一つの課題としてスタートしておりますので、そこの方々に出ていただく環境をつくるというのが一番難しいと思っております。しかしながら、現在各地域で若者世代で会をある程度の組織をつくって活動されておられる方もおられます。そういう方々に声かけをしながら、また、あるいは商工会等にもお話をし、青年部の方も一つには想定した中で、いろんな窓口を使って声かけをして、この担い手、次世代の育成を考えております。その展開につきまして、お仕事が当然ございますので、そこの中では、今、確定した話ではありませんけれども、休みの日でありますとか夜、なかなか出にくい状況もあるかと思っておりますけれども、そこら辺も含めて開催を、実施を検討しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 現在のリーダーの方というのは、既に担い手として活躍しておられる方、活動しておられる方でありまして、地域の中で、次世代を担うということは、若い方ということになりますけれども、今、課長答弁にあった、組織をつくっている方というのは、既にまた仕事



の間、あるいは休日を利用したり、夜間を利用したりしながら活躍しておられる方が非常に多ございます。それと同時に商工会の方、こういった方々もやはり婚活事業であるとか、あるいはまた看板の撤去であるとか、そういった方、いろいろなことの中で地域で活躍しておられる方が多ございます。そういった方々をターゲットにしながら、いろんな地域で活躍する場を、こうして大学の中で情報提供していくということございませうけれども、やはりあまりにも、今住んでいる方々に負担をかけると、これはUターンした方の言葉の中に、田舎へ帰ってのんびりできるかと思ったら、土日ほど行事が多いと。かえってまだ、帰る前のほうが時間的にゆとりがあったということでございます。そうしたことのないようにしなければ、Uターンがかえって減少するということにもなりかねない。いや、ほとんど私たちもそうでありますけれども、平日のほうが、まだ時間的なものは持てる、土日になるほど行事が多い。地域のことから公的なことから非常に多い。非常に自分の時間が持てない。やはり日曜日は家庭の日として、家族の中でいろんなことを考え、あるいは休日を利用して、どこかへ行ってみるとか、何かの家庭の行事をしてみるとか、そういった時間が欲しいものであります。やはり人材育成するということは非常に大事なことでありますけれども、今から、課長答弁にあった、こうした方々を担い手大学の中で出ていただくということでありませうけれども、今から制度設計の段階で、こうした方々に集まっていたいて意見を聞く場はありますか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） この担い手大学の制度設計をするに当たって、意見を聞く場があるかどうかということでございますけれども、これに限定した意見をお伺いする場を設定するということはなかなか、また負担をおかけするというふうなこともなりますので、これに限定したような設定は、私見ではありますけれども、なかなか難しいかなとは思っております。しかしながら、これから町長対話室でありますとか行政懇談会、町政懇談会等ございますけれども、そこら辺の仕組みを少し考えながら、いろんなご意見も伺いたいと思っております。昨年度、長期総合計画を行う中で、若者の意見を聞く場でありますとか、女性の意見を聞く場を町長対話室という形の中で設定しております。そういうことも考えながら、若者の意見を聞く場の設定をして、この担い手大学のあり方についても検討できればいいかなというふうには思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） まだ、制度設計に入る段階ということで、非常に今が一番制度をつくる上において大事な時期であり、期間であると思うわけです。それが町長対話室であるとか、その中で、若い方の意見を聞くと。幅広い方の意見を聞くということは大事でありますけれども、一応ターゲットにされてる方が、組織をつくっている方、商工会の方、若手の方だと思んですが、そこがターゲットになっているわけですが、ターゲットにされている方の意見を、負担をかけるという話はございますけれども、やっぱり話し合いをしていかないと、我々は、そうは向けられても、なかなか商工会は商工会の中で、いろんな取り組みをやってきて、毎月毎月いろんな行事をこなしていきよるんだから、なかなか参加できないんだという意見になるかもしれないし、これならやはりやってみようという意見になるかもしれない。そういった、ターゲットになっているわけですから、そのところ含めて再度質問いたします。お話をされる気がするかないか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

- 企画課長（畑田正法） 御意見を伺う場でございますけども、先ほど申し上げましたのは、対象の方を一堂に会していろんな意見をお聞きし、意見を交わすというふうなことを想定して説明したものでございますけども、個別には、そこそこの団体、組織でありますとか、どちらにしても担い手大学というものをスタートするときには、そういうことが必要ですし、声かけも必要でありますので、事前の意見は個別には聞いてまいりたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 安心しました。そうなければいけないと思うわけです。やはり制度設計ですから、一番基本となる部分なんで、このところはきちんとしてないと、それを間違えるとかなかなかうまくいかない。やはりひとづくりですから、我々のこの地域を担う人をいかに育てていくかという非常に大事なことなんです。そのところはきちんとして、やはり行政事務を進めていただきたいと思うわけであり。これ以上聞いても、まだ案が出てきそうな気もしませんので、2点目の質問に移ってまいります。続いてが耕作放棄地の解消の一助にもなるかと思うんですが、国家戦略特別区域、農地法3条、これの指定について提案をしていく気はあるのかなのかということでもあります。国家戦略特区といいますと、今、愛媛県での獣医学部の問題で、何か悪いようなイメージがありますけども、本町においても、どぶろく特区ということで、その特区をとっております。その段階で、なかなかそんなことは、とてもじゃないができませんからやめとけと言われても、とうとうその特区をとっていったという経過がございます。それがなければ、どぶろくの販売とか、そういった製造販売できないわけですが、これが成功していると。農地の問題については、町長の施政方針の中にもありました。耕作放棄地の解消ということで、人口の減少が続いていく中で、空き家の増加と耕作放棄地が拡大しておると。これは、ここばかりではなく、日本全国でこうしたことがあり、いろんな取り組みが展開されておるわけですが、本町でも空き家対策は実施されており、お試し住宅の整備とあわせて定住条件の整備は充実してきつつあります。空き家の所有者の方の中には、空き家だけでなく、町外に居住されているため、農地であるとか山林等の不動産全部処分を希望されている方もあります。また、田舎暮らしを希望される方の中には、家の近くには土地があるんで、土地を購入して、家庭菜園とか簡単な野菜ぐらいはつくってみたいという希望もあるわけです。しかし、農地法の規定によりますと、本町の場合は、3反以上農地を取得して3000㎡以上にならないと取得する権利がないということでもあります。やっぱりこうした農地法の要件を満たさない限り、農地を取得することはできないということなんです。兵庫県の養父市では、農地の権利移動にする権限を農業委員会から市に権限を移管する国家戦略特別区域の指定を受けております。指定を受ける内容は、農業改革特区としてであります。本町も空き家対策と耕作放棄の対策と連動して、農地取得を100㎡以上の面積ぐらいにして、国家戦略特別区域の指定を受けるべきではないかと思うわけです。こうしますと、家の近くでの耕作放棄地が減少してくると、空き家の近くの。ほとんど空き家が増えていく中で、耕作放棄地がどんどん拡大しておる。その結果、けもの住みかとして、けものが日常的に集落の中を出て徘徊をする。農作物が荒らされる、生産意欲が減退をすると。正に負の連鎖に陥ってくるわけであり。本町としても、こうした国家戦略特別区域、特区として申請をするべきではないかと思うわけであり。兵庫県の養父市も苦労して特区の指定を受けております。これはなかなか容易ではないことは確かであります。兵庫県養父市と同じ申請をしては特区として指定はされない。やはり耕作放棄地、そして空き家対策、定住人口の増、ここらを見込んでいろんな提案

を国へしていくべきではないかと思うわけですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 定住促進の窓口である企画課のほうから、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地について、農地法施行規則第17条第1項の規定による別段の面積の基準、下限面積と申しますけども、これが30aであるので、空き家の持ち主は、家の周りの30aに満たない農地を一括して譲渡することができない。また、定住の希望者は、家庭菜園用の農地を希望される方もあるなどの情報をいただいております。議員ご質問の兵庫県養父市のように、国家戦略特区の指定に向けて検討していくのも一つの方法かとは思いますが、県内でも神石高原町農業委員会のように、空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消、有効活用を図るため、農業委員会において、1筆ごとの下限面積を1aに設定する。こういう方法をとられております。こちらのほうが特区よりもよいのではないかというふうに考えております。農業委員の間でも、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地については、下限面積を下げる検討をしたらどうかなどという議論も出始めております。今後、神石高原町等の先進事例を参考にしながら、地域の状況を踏まえて、農業委員会と連携した取り組みを検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） ちょっと聞き取りにくかったんですが、神石高原町は、下限面積を1a、10aでしたか、ちょっと確認します。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 1aでございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 1aとなりますと100㎡ですかね。これぐらいの面積までおりてきますと、10mの10mなんですよ、1aは。そうすると家庭菜園でも可能になってくるわけがあります。そして、なぜ特区がいいのかということでもあります。特区に指定されなくても、今、農地法3条の許可申請出しますと、最短で20日から25日です。これは月末の締め切りで、次の月の20日から25日の間に農業委員会開催されると。それを過ぎて、1日に出しますと、さらに30日ほど加算されますから、50日から55日かかるわけですが、許可なるまでに。これを農業委員会と権限移譲について、農地法3条だけです。権限移譲を協議していきますと、町長の許可ですから、1週間もあれば許可が出てくるということですね。兵庫県養父市では、うちでは、農地法3条の許可は5日から7日の間で出ます。非常に速い、スピーディー、物事の動きが。だから下限面積を下げることと同時に、スピーディーな動きをするということが必要なんではなかろうかと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 確かに農業委員会については、月1回の総会で、許可案件について協議をするということで、日数のほうはかかるかとは思いますが、例えば、町長のほうにこの権限を移譲したとしても、実際には現地の調査等ありますし、受け手の耕作状況、その他の状況把握というのも職員の間で必要になると思います。現状は、農業委員さんの役割として、3条等の申請が出ましたら、必ず現地のほうに行ってください、その現状のほう把握されておりますし、一番これいいのは、売り手の方の相談にも乗っていただけるということになります。耕作放棄地の防止という観点から見ますと、例えば30aあったとして、1aを残して、

あとの残りの29aはどうするかというふうな問題も出てくると思います。そうしたときには、農業委員さんの相談、農業委員さんのアドバイスということもできるので、そういう行政サービスも付加してあるので、単純に事務期間の短い長いということでは判断できにくい点もあるかと思えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 言われてることはよく理解できます。しかし、町長のいう耕作放棄地の解消ということについて、今のような機能がきちんと把握されていれば、耕作放棄地は出ないはずなんです。現実問題いっぱいあるでしょ、耕作放棄地は。解消されてますか。ないから、町長は、施政方針の中で、耕作放棄地の解消を取り上げているんですよ。そういう理想的なことを並べるのはやめましょうよ。現実問題をどういうふうに解消していくかということなんです。この農地法3条の特区をとって一週に解消することはできないんです。町外所有者の方が、30aお持ちなら、そのうちのわずかでもつくっていただければ、新しい定住者の方が。そうすれば少しは解消になる。やはり迷惑だから、その近所の草刈りもされると。30aまとめてなんてことはなかなか難しいんですよ、現実問題として。だから、少しでも耕作放棄地の解消になればと。じゃあその耕作放棄地どうするかと、集落の方が出て草刈りをするという状況なんです、迷惑になるから。そうしなければ集落が維持できない。集落に負担がかかってくるんです。町外者の方は全く関係ないから、荒れようがどうしようが自分にはあまり関係ない。見にも来られない。見に来られても、草が茂るとるなという程度なんです。そこをどういうふうに解決していくかという問題なんです。ですからうちも、これは神石高原町のように下限面積を1aにしていくべきであろうと思うわけですが、これは農業委員会の判断ですから、しかしこの問題を受けて、町長、神石高原町のように、それは農業委員会へ町長が物申すことは、これはできませんけども、建議という形ででも、そうしたことをされる余地はないのかどうか、町長お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 担当のほうから回答させていただいたように、農業委員会のほうでも、既にこのことは検討も、議論されておる部分もあります。耕作放棄地の減少というところでは、それほど大きな影響は出ないかもわかりませんが、空き家を利用される方については、若干の家庭菜園程度の農地も欲しいという希望もかなりあるというのも実態でありますので、1aから空き家とセットのような形でやる場合には、それを認めていくというのも一つの方法であるというふうに考えております。農業委員会のほうで、今議論していただいていると思いますので、それを待ちたいとは思いますが。ただ、全般にこれを広げるとなると、メリットの部分も確かにありますけども、デメリットのほうも発生する可能性もあるということで、特区をとって、全般にわたってということについては、もう少し慎重に考えるべきじゃなからうかというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 確かに町長のおっしゃるとおりであります。デメリットの分も確かに考えられます。そのために下限面積が本町の場合3000㎡、もとは5000㎡だったんですね。それが3000㎡に変わってきた。やはりそうしたデメリットの部分、本当にそこをつくるのかどうか疑問の場合があると。何に使われるのか、そこところが非常にチェックしなければならない点があります。しかし、空き家対策の一環として、定住希望者にとということについて

は、これは優先的にそういうことを考慮しながら、最優先の話ですよ。そうしなければ、わずかでも、1 a でも、ちょっとでも取得して家庭菜園をしていただくなら、集落の負担は、その分だけでも少なくなる。家の周りもきれいになるということで、どの集落にも空き家があって、その近辺のその周辺の耕作放棄地は大変苦慮されていると思うわけでありまして、その点について、やはり本気で取り組んでいただきたい。町長のいう、こうした耕作放棄地の解消、そこについてはどういった考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 耕作放棄地、現在、耕作放棄地として登録されておる、登録されておるということはおかしいかもわかりませんが、農業委員会中心に農地パトロールをしていただきながら、耕作放棄地がここにこれだけあるというのを調査をしていただいております。既に農地に返すことが現実的に難しいところもあります。これが今まで整理をせずに来ておったところもあるので、まずは、その辺のすみ分けをさせていただいて、農地にもう返ることができない部分については、農地から除外をしていくということがまずは必要になると思いますけれども、農地に返すことができる部分については、しっかり有効活用を図っていくということで進めていきたいと思っております。ただ地域によって、いろいろ状況は違いますが、受け皿となる組織、あるいは担い手、こういうものが存在しない地域もあります。今、大朝地域と芸北地域では、担い手ネットワーク協議会というような組織をつくっていただいて、どうその辺を解決していくか、あるいは、もう少し違った課題も含めて、地域の中で解決することを考えていこうということで、取り組みを開始をしていただいております。そういった旧町単位の地域ということでもありますけれども、地域の中で、カバーできる方法を今協議をしていただいております。千代田地域、それから豊平地域でも新しく組織をつくるかつくらないかは別にしまして、そういった形で検討をしていただくようにしていきたいと思っております。できるだけ耕作放棄地が発生しないように、特に来年度は農政大きく変わってまいりますので、放っとけば、耕作放棄地も拡大していくのではなかろうかという危惧があります。そうならないように対策を打っていきたくて思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 農業委員会のほうで、そうした耕作放棄地の調査をされておるようであります。調査をして現況を把握するという事は非常に重要なことではありますけれども、そこまでは何とかいくんではありますけれども、そこから先どういふふうで解消していくか、町長、答弁にあったように、有効活用するものは農地に返していくんだということございましたが、しかし、全部の地域とは言いませんけれども、担い手が存在しない地域があるわけです。もう農地に復元するだけの力がないと。私の地域も一緒でありますけれども、既に自己完結型の農業をやられている方が3人しかいないといった状況であります。こうした中で、農地に復元しても、農地つくるものがないと。自分の土地を守るだけで精いっぱいだと。草を刈るだけだといったところもあります。やはりこうしたことの中で、できるだけ、そうした空き家に住んでいただいて人をふやすと、地域を元気にするところから始まらないとなかなか難しい問題なんではあります。だからやはり町長、こうした耕作放棄地の問題というのは、負の連鎖をとめる一つの要因になります。けもの対策であり、やはり空き家対策を利用しながら定住人口を増やしていくという連鎖がなってくるわけではあります。ぜひとも重要施策の一環として取り組んでいただきたい。続いて3点目の質問に入ります。公民館の建て替えであります。施設整備、この公民館と

というのは、各地域ごとの公民館にいる実際施設、各地域の中央的な施設であります。非常に利用度が高い、利用する方々が多いという施設でもあります。そうした中で、よその地域のものまで、ちょっとなかなか分かりませんが、千代田の中央公民館、これはもう一つの千代田地域の拠点になる施設でもありますし、若い方からの利用、各いろんなクラブ、あるいは同好会、こういった方々の利用が非常に多いわけでありましたが、中には高齢者であるとか、体の不自由な方も多数おられる。車椅子ではないにしても階段を上るのがしんどいと。もうひざが痛い、腰が痛いという中で、何とかエレベーターをつけてくれという要望があるんですよ。階段を上がりやすいようにしてくれと。じゃあ1階のところを利用すればいいじゃないかと、なかなかそこはあいてないんだと。人数的にもなかなか難しいんだということのようであります。そうした方々が少しでもこうした施設を利用して社会参加ができるような体制を持つていくべきであろうと思っております。先般の話の中で、合併特例債、そうした利用できる、もう時限立法ですから、32年度までということでしたかね。そうした中で、それまでに着手するというようなことではありますが、現在の施設、利用して、使っておられますから、利用するのに支障はないが、なかなか体の不自由な方には使用しづらいというところで、何とか希望が持てることを出していかなければ、なかなかめどがない。このまま私らが不自由になったら、そうしたサークル活動、これには参加できんのかなという危惧もお持ちのようではありますが、再度こうした施設、建設することがもう町長表明されておりますけども、いつごろから基本的な計画を立て、その計画の中には、こうしたサークルとか同好会とか、そういった方々の意見を聞く場があるかどうか。ここを整備しながら、利用しやすい、また、あの当時建ったところとは、また活動の内容が違う。そうしたことを要望を満たすためには聞き取り調査、あるいは協議が必要だろうと思っておりますけども、どういったふうに、こうした基本設計を組んでいかれる予定か、まず、伺いたします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 千代田中央公民館の施設整備の予定ということでございます。現在、千代田中央公民館の利用率は高く、公民館講座、各種会議やサークル活動など、これを通して、平成28年度2万5022名の利用がありました。千代田中央公民館は、昭和46年に建設され、老朽化しており、エレベーターもない、ユニバーサルデザインにも対応できておらず、皆様に大変ご不便をおかけしております。また、あちこちから雨漏りをしたり、壁面にひびが入るなど、近年施設の状態が悪くなっておりまして、今後のまちづくりや公民館施設のあり方を見据えて、平成31年度の完成を目指して現在検討しているところでございます。皆様のご意見をお聞きするということでございますが、今後、7月ぐらいにワークショップを開催し、町民の皆様、そして新しいコミュニティ施設の可能性や方向性を探りたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） そうした、先ほど申したような要望があったと。何とか利用できる施設にしてほしいということについて、今年7月にワークショップを立ち上げ、平成31年度の完成を目指すということですね。わかりました。非常に、それまで長生きしていただきたいと思うわけでありまして。新しい施設を見て、利用しやすい施設になったというふうに、自分の目で確かめていただきたいと思うわけでありまして、これはまだ基本設計ができてないから分かりませんが、1階建てじゃなし恐らく2階建て、3階建てになるのかなという思いもいたし

ます。場所の問題から含めて。こうしたワークショップ立ち上げる中で、やはりエレベーターとかそういった階段、高齢者に優しい、障害者に優しい施設にするために、そういったワークショップを開催するまでもなく、その構想はお持ちですか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議員ご質問ありましたように、今後高齢者の方、主に、もう北広島町になっていただいております。こういった方々にも利用していただきやすい、そういった施設として基本設計を行っていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今の答弁聞いて、そうした方々非常に喜んでおられると思います。全てを充足するということは、なかなか難しいと思います。といますのは、財政規模が年々縮小していく中で、公債費比率は下げていく、積立金は増やしていくと。こうしなければならぬわけではありますが、そうした中で財政規模が非常に逼迫してくる。十分な施設とは言いませんけれども、やはりこのことはワークショップの中でどういうふうに議論されるか分かりませんが、現在、子育て支援の関係において、何歳児健診かわかりませんが、やはり庁舎の4階の和室を利用されておりますけれども、エレベーターがあるからいいんでありますけれども、これは合体施工で、そうした保健センターとの併設ということは考えておられませんか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 場所につきましては、現在検討中でございます。ただ利用しやすい施設ということで、そういった面においても検討していかねばいけないと思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 保健センターとの合体施工、保健センターのことについては通告にないんですが、やはり単品で建てるよりは、補助金の関係、起債の関係、有利に展開するのではなからうかと思っておりますけれども、合体施工で保健センターとセットでということはお考えになりますか。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） これは、まだ詳細には今からの検討ということになりますけれども、基本的には、保健センター的な機能、大規模なものは思っておりません。ただ、これからのまちづくりを考えると、ひとづくり、地域づくり、まちづくりの拠点となるような機能を果たしていかうということで考えておるところであります。あまり大規模にはならないような、それであつ、そういった機能が果たせるようなものにしていきたいというふうには思っております。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 町長の考えですから、そのことについて、いいとか悪いとかは申しませんが、やはり保健センター的なものが要るのではなからうかなと、子育ての拠点となる、あるいは、やはり今の建物の4階のあそこの和室を利用されておりますけれども、それでいいのかなという思いもさることながら、やはりアロケ施工のほうがかなり有利に働くのではなからうかという思いから質問いたしておりますが、財政が厳しい中で、これだけのことをやるとなっても相当の負担がかかるわけでありまして。これからの財政状況見ますと、インフラの水道、下水、道路、水路、維持管理だけでも相当な費用かかってまいります。大きなものを希望するという、これは利用しやすいということについては、十分にすれば大変な経費を必要としてまいります。これらがなかなか難しいということは、私どもよく承知しておりますけれども、今後と

も、先ほど町長の答弁にあったひとつづくり、まちづくりの拠点となるような施設、これを目指していかなければならないということはよくよく承知しております。しかし、そうはいいまして、町民の皆さんの長年の希望であります。今一層の努力をしていただくことをもって、質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 休憩前に引き続き、再開します。次に、13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。質問事項は、転入を増やすために行っていくイメージ戦略を問います。具体的に答えていただきたいので、以下の3段階についてお聞きいたします。1、行政として打ち出していくイメージ戦略をもとに、町外の方が北広島町の存在を知る。2、興味を持った町外の方が観光として訪れ、北広島町の魅力を知る。3、町外の方が転入を考える際に行政を訪れ、北広島町の暮らしを知る。この3段階です。まず、1、行政として打ち出していくイメージ戦略をもとに、町外の方が北広島町の存在を知るという段階において、行政として行うイメージ戦略の一つに、町長のトップセールスというものがあります。町外に向けるトップセールスとして、どのようなトップセールスを行っているか。これを伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 転入を増やすためということの中でのトップセールスということで、お答えさせていただきます。まず、転入を促進するためには、まずは町内外において、北広島町を知っていただくこと、これが必要であると考えています。これまで、各企業への訪問やテレビ、ラジオ、新聞、雑誌などへの取材によるPR活動、近隣都市圏自治体の連携や三矢の訓にかかる市町連携などによるPR活動、マツダスタジアムなどで行われたPRイベントへの参加など、北広島町を紹介する働きかけを行ってきたところでございます。また、町外に限らず、町内におきましても、各地域を回って、町の現状や定住施策などを説明することで、地域やご家族の方から町外転出者に声かけをしていただいて、Uターンを促すということも大切なことだと思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 町外、町内それぞれのイメージ戦略、町外に対して、各イベントということで出られている、露出している時間を増やしていく、そういったものに対して、町外のイメージを統一させるということをしているのかということをお聞きします。といいますのは、第2次長期総合計画、35ページにおいて、北広島町のブランドの確立に向けて、町内外に統一されたイメージの魅力を伝えるということがありましたので、この魅力の伝え方、ここの部分



については具体的にどのようなものがありますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 町外に対するイメージの統一、確立ということでございますけども、まず、ご質問のありました長期総合計画の中で掲げておりますブランド戦略ということですが、これにつきましては、まず、個別のブランド化をしたもので本町を売り出そうというふうな考え方ではなくて、本町にはいろんな魅力、財産等ございます。それらを町外のほうに打ち出していく中で、全体的な本町としてのイメージ、ブランド化をしていこうというもので、個々のブランドではなくて、本町全体のイメージを確認してもらおうというようなものでございます。このブランドにつきましては、あるものをもって打ち出すのではなくて、町外の方に本町をイメージしてもらおうというふうな、どちらかといえば、後付け的なブランドの考え方を示したものでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 後付けのイメージ戦略ということで伺いました。質問としましては、町外に向けたトップセールスということで、一番最初の質問です。町外に向けたトップセールスとして、イベントにどんどん出ていくという部分は分かりました。ただ、町長が町外に出ているトップセールスというのは、件数としてはどのようなものがあります。具体的に教えてください。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 町長が町外に出るPR活動の件数ということでございますけども、イベントというふうなことも特化してお話をしましたけども、かなりイベントに限らず、その他の自治体との交流でありますとか、その他団体への訪問いろいろございます。それにつきまして、現在、それが何件かということになりますと把握できておりませんが、かなりの回数、機会があるごとに出て対応させていただいているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） イメージ戦略、こちらをお聞きしているのは、町外の方がこちらに転入を考えるきっかけとして、どのようにされているかということをお聞きしたかった次第です。今後にもそのように転入を考えるきっかけをどんどん町外に向けて発信していただきたいと要望いたします。2番目の、興味を持った町外の方が観光として訪れ、北広島町の魅力を知るという段階において、観光として訪れた方に転入を少しでも意識していただくことが重要であると思います。意識を変えていくための施策を行政としてどのように行っているかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商工観光課から、観光として訪れた方に転入を意識していただく施策、行政として、どのように行っているかについてお答えを申し上げます。北広島町の魅力を発信し、観光を目的に訪れた方々に住みよいイメージを持ってもらうことは、来訪者が将来移住を検討される際には、移住先として選ばれる可能性もあるということを念頭に入れて、観光振興事業に取り組んでおります。施策につきましては、平成29年1月に策定いたしました第2次北広島町観光振興まちづくり計画の策定方針により、観光客に向けたアプローチとして、まずは、この町を知っていただき、訪れてもらう。そして満足してもらう。その次のステップとして、何度も来てもらい、地域にかかわってもらうという3段階を設定し、施策の位置付けやターゲットを明確にした施策展開を図ることとしております。また、基本理念に、地元愛あ

ふれるまち北広島を掲げ、地元の人とのふれあいや、町の魅力を感じていただき、そして北広島町への愛着を醸成するという観光施策に取り組むこととしております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 何度も観光に来て、北広島町の魅力を知っていただく、この段階において、観光としての魅力と住むための魅力、ここの差はあると思います。ここの差を埋めるための施策、こういったもので具体的にどのようなものがあるかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 具体的な施策としましては、北広島町農山村体験推進事業を中心とした体験型の観光事業に取り組み、何度も訪れてもらう施策を展開しております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 農山村体験ということで、一つの施策をお聞きいたしました。観光として農山村体験、こちら以外にも観光の魅力はあると思います。いろいろな観光の魅力において、例えば各地域のお祭りにまず行ってみよう、そして、その祭りの中で、ほかの魅力を知り、次は行って、このイベント、ここの史跡、このような体験をしてみようという中で、何度も何度も来ていただく、その中で、やはり一つ、農山村体験ということで、一つの施策に頼るのではなく、魅力を知ってもらって、その上で、暮らしをここでしてみようかなと思う、具体的なきっかけなり、例えばいろいろな祭りや場所において、転入を考える場合であれば、このようなフローが、このような流れとしてご相談に乗ります、そういったものを目にする機会を今後まだまだ増やしていきたいと思っております。そういったきっかけづくりとして、何かされているものはあるのかをお伺いしたいです。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 北広島町を知っていただき、北広島町に興味を持っていただき、いろいろな体験をして、最終的には転入ということにつなげる流れをつくるということだと思いますけれども、まずは観光面で知ってもらうということは、まず第一歩だと思っております。また、今ご質問の、地域を知ってもらう、生活感を感じてもらおうというふうなところでは、今、施策として取り組んでいるのがお試し住宅というものがございます。そこに今年度予算化しておりますけれども、体験ツアーというふうな形で来ていただいて、地元と交流をしていただいて、その中で、本町の環境なり生活感なりを感じていただくというふうなことを施策として現在考えております。直にそういうふうな経験をしてもらう場については、そういうものが大きな施策になるんだろうと思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 平成29年1月以降の策定、もしくはお試し住宅も始まったばかりということで、観光を一つのきっかけとし、暮らしを知ってもらうためのスムーズな円滑な紹介を今後も増やしていただきたいと要望いたします。3番目、町外の方が転入を考える際、行政を訪れ、北広島町の暮らしを知るという段階において、転入を考えている方は、さまざまな不安と期待を抱いて行政を訪れていると思います。転入を考えている方から問い合わせの件数、そのうち何件が転入をされているかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 転入を考えている方からの問い合わせですけれども、この問い合わせにつ

きましては、各関係部署に個別に相談されている案件も多々あるということで、全体的な件数は把握できておりません。企画課に定住相談窓口を設置しておりますので、この窓口で受けた相談件数と定住促進制度を利用して転入された方の件数によってお答えをさせていただきます。まず、定住の相談件数でございますが、北広島町暮らしアドバイザーを配置をしてからの集計ということになります。平成19年度から平成28年度までの10年間で、延べ相談件数が2216件でございます。空き家バンク制度でありますとかUターン奨励金などを利用して転入された方、平成18年度から平成28年度までで延べ265件で、701人となっております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 10年間の延べということでお聞きいたしました。ただ、やはり先ほどおっしゃられたように、各課において相談が分かれている場合もあるということで、そこも含めて転入を考えている方の不安をより一層取り除けるように、かつ転入への決意を改めてしていただくように、町職員の方々の共通の認識を持っていただいて、転入を進めていただきたいと思います。ただ、働き方という部分で定住を悩まれている方において、ホームページ等の情報を見る場合もあります。そのように、いろいろなきっかけで定住を悩まれている方は、北広島町の暮らしを知ろうと思うと思いますので、そのようなところ、町職員の対応、またはホームページを見る、そういった北広島町を知ろうという手段において、より一層の共通した円滑な転入への勧め、紹介をしていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで伊藤淳議員の質問を終わります。次に、5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、公明党の敷本弘美でございます。本年3月、初当選をさせていただきました3カ月が過ぎました。この間、町民の皆様から複数のご相談をお受けしました中から、本日は、2点の質問をさせていただきますと思います。それでは1点目の質問に入ります。ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進について。本年4月、障害のある子供さんを持つ保護者の方から、緊急事態などに際して、子供に必要な支援内容を周囲に伝えるヘルプマーク・ヘルプカードを町として普及してもらいたいという切実な声をいただきました。子供さんが外出時、困ったことに遭遇しても、親がいつもついていてくれるわけではない。緊急時にうまく伝えられないときなど、緊急連絡先やどのような手助けが必要か、ヘルプカードに記載し、ヘルプマークとセットで身につけることで安心することができる。北広島町もぜひ取り入れてもらいたい。そのようなご相談でした。本日は、そのときにいただきましたヘルプマーク・ヘルプカードを持ってまいりました。赤いストラップのものがヘルプマークです。このハートマークは、心を伝えていくという意味もございます。見えにくいと思うんですけども、裏面にはヘルプカードが貼ってございます。このカードは、私は皆さんの支援が必要です、と一番上に書かれてあります。そして、私の名前、連絡先の電話1、呼んでほしい人の名前、連絡先の電話2、呼んでほしい人の名前、また、このカードは、私の支援が必要です、と書かれてあり、ペースメーカーが入っている方、また耳が聞こえにくい方、インシュリンを打っている方、血圧が高いなど伝えたい情報を記入することができます。このヘルプマークはバッグやリュックなど分かりやすい箇所につけ、認識をしてもらうものです。ヘルプカードは義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊婦初期の人など、困った場面で周囲の手助けを必要とする人が携帯し、外出時や災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を伝えるのに役立ちます。その反響

が全国に広がり、ヘルプマーク・ヘルプカードを作成する自治体が各地に拡大しております。政府としても、ヘルプマークについてヘルプカードを今年7月から国内規格、J I S、に追加する方針を公表、安倍総理は、国会答弁で、ヘルプカードとヘルプマークについて大変意義があると述べ、一層の普及を図る考えを示しています。ヘルプマークを身につけていることで、何かあったときには、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる、それは障害を持つ人にとっては、何よりの安心であり、家族にとっても、何かあったらどうしようという不安を和らげ、緊急時に支援して下さる人とのコミュニケーションを円滑に進めるきっかけになります。東京都は、このヘルプマークの作成、活用に関するガイドラインの要件を満たす地方自治体に対し、使用承認を行っており、広島県は、本年3月に使用承認を受けており、県内の自治体での活用が可能になっていると聞いております。我が町の認識をお聞かせください。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進について、町の考え方について、福祉課からお答えをさせていただきます。ヘルプマーク・ヘルプカードの使用につきましては、広島県に確認をしたところ、県はこの春、東京都より承認を受けまして、今後、広島県内の各自治体に使用等の協力依頼等の通知を行うというふう聞いております。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このヘルプマーク・ヘルプカードは、幅広く皆様に知れ渡ることで、初めて機能していくと思います。我が北広島町としては、このヘルプマーク・ヘルプカードの作成、活用をどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 町としましても、ヘルプマークやヘルプカードは、障害者や難病患者、妊娠初期の方などへの援助を行いやすくするものとして非常に効果的であると認識しております。同時に多くの方にヘルプマーク・ヘルプカードを知っていただくことが重要だと考えております。全国的に普及させていくためにも県内各市町の統一的な取り組みを行うことが重要でありまして、今後、県より方針等が示されると思いますので、それを受けまして、町としましても積極的な対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このヘルプマーク・ヘルプカードは、幅広く皆様に知れ渡ることで、初めて機能していくと思います。そのためには積極的なPRが必要になると思います。今後、広報紙、町のホームページに載せていただき、町民の皆様にはまずは知っていただく、そして意義を理解していただく働きかけをお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まずは、誰もが安心して暮らすことができるまちづくり、ふれあい、支え合いによるまちづくりを進めていきたいと考えております。地域ぐるみで取り組む、人に優しいまちづくりをしっかりとPRするために、広報啓発の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） ヘルプマーク・ヘルプカードが我が町に普及することにより、誰もが支援を求めることができ、そっと声をかけてあげられる、心のバリアフリーの社会をつくることができると思います。箕野町長の施政方針の中に、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちとあ

りましたように、皆が支え、支え合える北広島町を望む一人として、ぜひとも早期普及、促進をお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。次に入ります。小中学校のトイレ整備について伺います。先日、小学1年生の女の子が、学校に行きたくないと親に訴えていると伺いました。その理由は、学校のトイレが和式のため、うまくできずスカートを汚してしまい、勉強に集中できず、帰宅するまで落ちつかないというのです。学校側からは、自宅で和式トイレの練習をさせてくださいと言われたものの、自宅も洋式トイレです。和式トイレの練習などできないと困惑されておられます。自宅の洋式トイレで育った世代が学校の和式トイレに戸惑い、抵抗を覚えることは容易に理解できます。自宅に帰るまでトイレを耐えるつらさはあまりにもかわいそうです。学業の影響はもちろんのこと、便秘など健康面の心配もあります。また、このことが不登校の原因にもなりかねません。学校生活に欠かせないトイレの問題は、一人の小中学生の問題ではなく、この声の背景には、同じ思いをしている子供たちがたくさんいることを認識しなくてはならないと感じております。さらに、学校のトイレは、子供たちだけにとどまらず、地域のコミュニティの拠点であり、大規模災害時には避難所となるなど、老若男女を問わず多くの住民が利用いたします。実際、東日本大震災や昨年の熊本地震では、避難者の多くが和式トイレに悩まれたとの声を聞いております。和式トイレが使えない子供が増えている現状や、災害時の避難所となる学校施設のトイレ整備は緊急の課題であると考えます。昨年11月に文部科学省から公表されました資料によりますと、全国1799自治体のうち各学校では、和便器よりも洋便器を多く設置する方針の自治体が全体の85%とされています。我が町における小中学校のうち、洋便器が主の学校は何校あり、和便器が主の学校は何校あるか伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 我が町における小中学校内の洋便器が主の学校は何校、和便器の主の学校は何校かということでございますけれども、現在、小学校は9校、中学校が4校ありますが、洋式便器設置率が50%を超えている学校は、小学校が4校で、中学校が2校でございます。全国的には、洋式便器率は43.3%、県は32.4%でございます。町の洋式便器設置率は42.2%でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） ただいま答弁をいただきました、小中学校合わせて13校のうち50%が洋便器になっているということなんですけれども、和便器が主になっている小中学校におけるトイレ整備方針を今後どのように考えておられるのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） トイレ整備方針でございますけれども、洋式便器設置率が50%を下回っている学校から、順次、国の交付金等の財政措置の状況を見ながら計画的に実施をするよう検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 随時これから検討をされるということなんですけれども、残り半分の学校は現在も和式トイレでございます。先ほどの小学1年生の女の子の件もでございます。その女の子の後ろには、恐らくたくさんの同じような思いをされ、また、恥ずかしいから口に出して言えないと、そのように思われている子供さんもたくさんいらっしゃると思います。具体的にこれから整備をされます間、ポータブル式の洋便器の対応とか、町のほうではお考えにはなってい

らっしゃらないでしょうか。伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 当分の間の対応でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、当分の間は学校と協議の上で、要望があれば、ポータブル洋式便器等で対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） トイレのことなど心配しないで、子供たちが安心して思いっきり体を動かし、また集中して勉学に励める環境を用意するのは大人の務めです。学べる安心した環境を整えるため、学校トイレの整備を急いでいただきますよう強く要望し、質問を終わらせていただきます。今後も、大衆とともにとの立党精神のもと、女性の視点から、また、子を持つ母の視点から、町民の皆様の身近な声を届けてまいる所存でございます。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） これで敷本議員の質問を終わります。次に、11番、室坂議員。

○11番（室坂光治） 11番、室坂光治です。次のことについて質問いたします。火災から人命・財産を守ろう。最近、全国的にも火災が大変多く発生しています。住宅火災より、毎年約1000人の方が亡くなっています。その半数が逃げおくれによって亡くなっており、死者の約7割を65歳以上の高齢者が占めていると新聞などで報道されております。北広島町で、最近では4月19日に豊平地域長笹で住宅火災が発生し、男性1名、女性1名の方が亡くなっております。火災の原因は、ごみ焼きの火の衣服着火、ストーブの幅射熱、電気配線のショートなどとなっておりますが、火災による被害をなくすために、常日ごろ火災を発生させないよう注意することが大切です。住宅用火災報知機を適切に設置し、定期的な点検、交換、万が一火災が起きたとき、初期消火に役立つ住宅用火災消火器などを備えることも必要です。また、日ごろから近隣との協力体制をつくり、消防署からの火災・救急活動についての講習会を定期的開催するなど、火災が起こらないようにするため対策を考えたいと思います。そこで伺います。1点目、火災報知機を設置されておられない家庭に設置する呼びかけをしてはどうか。また、定期的な点検の呼びかけをどうすればよいかお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） ご質問いただきました火災報知機を設置されておられない家庭に設置を呼びかけをしてはどうか。また、定期的な点検の呼びかけをするにはどうすればよいかについて消防本部からお答えさせていただきます。北広島町の住宅用火災警報機の設置率は、平成29年6月1日現在で83.3%でございます。この設置率は、総務省消防庁の示す調査方法に基づいて算定したものでございます。住宅用火災警報機の未設置住宅に対しまして、ひとり暮らし高齢者世帯に対しましては、消防署が行っております防火訪問を行った際に、その警報機の必要性をご説明し、設置していただくようお願いしております。その他の住宅に対しましては、個別に設置指導を行うことが困難なため、きたひろネットによります動画放送、広報きたひろしまを活用した文字での広報、各種防火・救急講習会、イベント時などを活用して、設置の呼びかけを随時行っているところでございます。また、定期的な点検におきましても平成18年にこの住宅用火災警報機の設置が義務づけられて約10年が経過し、電池または機器本体の交換時期を迎えておりますので、設置のお願いと同様に点検のお願いも呼びかけております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

- 11番（室坂光治） 29年6月で83%というようにお話ございましたが、これで、普通に目も見える、耳も聞こえるというような方なら、いろいろきたひろネットとか、いろいろ放送でわかるんですが、障害を持たれた方で、このようなことが不可能な方もおられるんじゃないかと思いますが、そういうような点については、どのような体制をお取りすればよいかお聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 条例化されております住宅用火災警報機は、寝室に煙感知器、これを義務づけられておりますが、今議員言われた体の不自由な方には、目の不自由な方には音でいきますけど、耳の不自由な方にはフラッシュ型の住宅用火災警報機、こういったものも今は販売されております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） そういうよい方法があると、そういうのを利用させていただければいいんですが、そういう方が、ここで聞くのもあれですが、どのぐらい町内におられるのか、大体何%ぐらいかということわかりますか。わかればおっしゃってください。わからなければいいです。
- 議長（伊藤久幸） 消防長。
- 消防長（石井雅宏） 消防本部では把握しておりません。
- 議長（伊藤久幸） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） 日々の点検や1カ月点検は実行されていると思いますが、10年前、新町ができたころですが、豊平で火災が発生いたしました。4分団のポンプ積載車が現場に到着され、いざというときに水が出なかったことがあります。それで、やはり点検は必要だと思いますが、そのときどういうことで、これは買って間もない積載車だったので、新車じゃけん安心はできると思いますけど、時期が2月だったんで、中が凍ってたとかいうようなおそれもありますが、こういうことで、わかれば教えていただければと思います。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 消防のポンプ自体には、通常であれば、使っていない状態であれば水は入っていないんですが、1回でも使われると、ポンプの中には水が残る構造になっておりまして、完全に水を抜いていただいたり、不凍液を少し入れるという方法がございます。今言われた冬場に使えなかったというのは、凍結によって、そこのポンプの部分に亀裂が入ったのではないかと思います。そのときは新しかったということで、まだ取り扱いが、過去ではありますが、その取り扱い方が周知されてなかったんだろうと推測されます。最近では、取り扱い方を十分説明してから、新車にしても納車する業者から、地元の分団とか団員に出てきてもらって、説明を行った上で引き渡しをしている状況でございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 室坂議員。
- 11番（室坂光治） この点もよろしく願いいたします。北広島町では、毎年のように、消防ポンプ積載車の更新があるようですが、本分団以下町内には何分団あり、何人ぐらいの団員がおられますか。また、これからのポンプ車の更新をされるのは何台ぐらい計画されておるのか、お聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理監。
- 危機管理監（五反田 孝） 北広島町内には、分団が14分団ございます。芸北に3分団、大朝

に3分団、千代田に5分団、豊平に3分団ございます。それぞれ消防車が芸北は6台、大朝は8台、千代田については22台、豊平には12台、合計48台の消防車がございます。団員については740名程度現在おります、消防団員は。そういう状況でございます。それと消防車の整備の計画ですが、消防車が現在48台あります。ここ数年は、ずうっと2台ずつ更新しております。割り算でいきますと、 $48 \div 2$ 台ずつということは、1周するのに24年かかる状態にはなります。できるだけ、本来であれば、お金があれば、3台か4台ずついきたいところでございますが、当面2台ずつ更新している状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 北広島町も広いので、大変だと思いますが、住民安心で、買っていていただいて、そういう火災など、早期に消すということやっていたかにかいけんと思いますが、やはり日々の点検をやっていただくということも必要じゃないかと思いますが、今後とも、そういうこともやっていただくように申し入れておきます。それから5月の終わりごろに梅雨になったということで、現在、雨も降らず、天気日和が続いて、水不足の農産物も影響が出始めておりますが、防火用水の水は現在大丈夫なのか。それから、古いものを早く設置されたところは、ひび割れが入って、水の流出はしていないか。また、防火用水の中に底の辺は土砂がたくさんたまって、いざというときに、水の確保ができておるのかどうか、また、先ほど言いましたように、雨も降らんということで、その用水で田んぼや何かにも使われるところがあるのかどうかというようなこと、わかればお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 防火用水といいますか、防火水槽のことでお答えさせていただきますが、防火水槽のほうの水漏れとか、普通の池みたいな格好している防火水槽については、流入している量は、雨がなかったら少ないというところもあるとは思いますが、密閉型とか、そういう形の防火水槽で水漏れがあるというのは、消防団の巡回によってチェックをされているところでございます。土砂についても、土砂が堆積しているところについては、消防団等の申し出により、土砂の取り除きなど、去年も行っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） ぜひとも土砂とか点検とかいうのは行っていただきたいというふうに思っております。北広島町内における火災発生で亡くなっておられる方が、新町からで10名ということになっておるようですが、出火原因は、自損行為による放火、草焼き、ごみ焼き、ストーブの輻射熱、電気配線のショート、仏壇のろうそくの火などとなっておりますが、新町、17年から29年で、先ほど言いましたように、男性が6名、女性が4名亡くなっております。平均年齢で71～2歳になっておりますが、財産でいいますと7000万円ぐらいの損失になっておるようでございます。火を使わないということもできないわけでございますが、気をつけて、火災が起こらないように気を配っていただきたいと思っておりますし、これから町でも、今の例のストーブを使うというようなお話が出ておりますが、どうなるかわかりませんが、火の始末ということですね。これらあたりが非常に今後の課題にもなるんじゃないかと思いますが、やはりぴしゃっと点検して、危なくない、いいことをやっていかにかいけんのですが、私が思うのに、今亡くなられた方の近くにも行かせてもらったんですが、やはり、そのときに言われるのに、どうしても、お年寄りばかりというんじゃないんですが、出入りしますと、仏さんにまいるとかいうようなことで、仏壇の火をつけるということの昔からの習慣もあるんじゃない



いかと思いますけど、そういうようなことで、火災が発生する場合がありますので、火をつけたら、やはり消すということ頭の中に入れていかないと、そのままにしておく大変なことになるというふうにもなるんで、そこらあたりは気をつけてやっていかないといいけんというふうに思っております。2点目、消防署からの講習会検討をしていただけないでしょうかということ、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 2つ目の消防署からの講習会などを検討していただけないかというご質問でございますが、こうした火災、住宅用火災警報機に対する講習会、また出火原因につきまして、随時火災予防について、要望に対して実施はしております。今年度から、特に住宅用火災警報機につきましては、民生委員の方々を対象とした講習会など行いまして、より一層住宅用火災警報機の設置の必要性、そしてまた点検の行い方などを習得していただいて、より地域に密着した方々のご協力をいただきながら、設置推進を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） そのこともお願いしておきます。消防署からの講習会が必要と思うということもあれですが、地域を挙げて、自主訓練の必要性は大いにあるのではないかとということ、火災や土砂災害も実際に隣の安佐北区、安佐南のほうでも起きて、建物の崩壊、亡くなった方も随分おられます。これから梅雨の時期に入って、できようとか、いろいろなことも情報などわかれば、危機管理のほうで、皆さんにお知らせするというのもしていただきまして、町民の一人一人の安心を願うものでございます。お願いしておきます。3番目、高齢化が進む中、近隣の関係も知っておくことが必要ではないかということで質問しております。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 高齢が進む中、近隣との関係も知っておくことが必要ではないかということでございますが、危機管理のほうとしては、ふだんから地域とかご近所同士でコミュニケーションをとっていただき、お互いに見守りをお願いしたいと思います。それが最善の方法だと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 出入りする場合は、近所に必ず連絡するか、本人の居場所を告げる、目印の旗などを庭先に立てることも必要ではないかと思っております。また、高齢者や身体障害者の方もおられるかもしれませんので、平素から連絡をとる必要はあるのではないかとこのように思っております。いずれにしても身の安全を守ることも大事なんではないでしょうか。私の地域にも、私を挟んで、左側が90歳の高齢者の方、右側が97歳、90歳の方がおられますが、まず起きて、まず洗濯物が干してあるかというところから始まるんですが、見る。きょうは、干とらんのお思ったら、すぐ行くんですが、いや、きょうはちょっと寝坊したんで、今から病院行くよというようなことの、やはり皆さんとの連携、平素のあれをとるようにしていただきたいというふうに思っておりますし、なぜ、こういうことを言いますかといいますが、この間の豊平であった火災で、あれは広島へ出とってでおってないよと、いやいやそういうことありませんよというような言い方があったわけです。やはりそういうことがあってもいいんですが、たまたまおられて、そうして亡くなられて、非常に気の毒なと思いますが、やはりこういうことは近隣地区の者が、今、あれはどうだということはお知っておくことが大切じ

ゃないかと思っております。このことで思いがあれば、ちょっとおっしゃっていただければと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 今、議員が言われましたように、ふだんから、例えばお互い、ご近所同士で何かあったときには、例えば息子さんとかご家族の連絡先を聞いておくとか、施設の電話番号とか病院とかの電話番号など、可能な限りご近所の方にお伝えいただければ、何かあったときの防犯とか防災が防げるのではないかと思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 最後になりますが、平素からお互いに気をつけて、火災の起こらないよう、日々の生活には気をつけて、住みよい北広島町を築いていくようにしたいと思います。町長、一つ最後に思いがあればおっしゃってください。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 町民の生命、財産を守るということは、安心・安全な暮らしを続けていく上で非常に大切なものであります。町もそういった環境整備に向けて、より一層努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） これで私の質問は終わります。

○議長（伊藤久幸） これで室坂議員の質問は終わります。暫時休憩いたします。2時10分から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 58分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。通告しております、未来の北広島町を担うひとづくり及び健康ポイント制度の導入について質問いたします。まず、未来の北広島町を担うひとづくりについてでございますが、町長は、公約の一つに、農林業、商工業、まちづくりなどの担い手大学をつくり、未来の北広島町を担うひとづくりを町民に訴え、再選を果たされました。地域も行政も企業も未来永劫絶え間なく発展していくためにはひとづくり、つまり人材育成が最も重要であると思っております。そのため、ひとづくりには大いに期待しておりますので、次の質問をいたします。まず、ひとづくりに対する基本的な考え方、そして決意についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） ひとづくりに対する基本的な考え方につきまして、企画課からお答えさせていただきます。少子高齢化による人口減少が進行し、担い手不足による地域活動の困難性

や耕作放棄地の拡大など、さまざまな課題が発生しております。これらの課題を解決するため、第2次の長期総合計画におきましても、地域に根づき、未来を担うひとづくりということを重点方針として掲げて取り組んでいくこととしております。子供から大人まで地域の一員としての意識を持っていただき、課題解決に向けたスキルの習得が図られて、継続してまちづくりを担える人材の育成としてのひとづくりを進めたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 決意をというところもありましたので、私のほうから少し補足をさせていただきます。まちづくりはひとづくりであるという言葉もありますように、持続可能なまちづくりを行っていくためには、このひとづくりがとても重要なことであると考えております。広い意味では、今、小学校では、きたひろふるさと夢プロジェクトという取り組みをしておりますけれども、これも将来の北広島町を担ってくれる子供たち、次世代の担い手の育成につながっていくものと思っておりますし、高校支援等もそういった考え方で進めているところであります。今回、担い手大学ということで、本町の現在と未来の担い手の育成、人材育成ということで打ち出したものでありますけれども、範囲はかなり幅広うありますが、まずは、まちづくり、地域づくりのリーダー育成、こういったところから始めていこうというふうに考えておるところであります。将来の北広島町を担っていくためには、絶対これを成功させていかなければならないというふうに考えております。また、職員の人材教育ということも重要なことであるというふうに考えております。職員研修等の充実も図りながら、やりがいのある職場づくり等も含めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） まちづくりはひとづくりということでございまして、これから幅広く対応していくという決意でございました。大事な、最も大事なことと思っておりますので、期待をしているところでございます。具体的な中身についてもお伺いしようと思いましたがけれども、午前中の同僚議員の答弁がありましたので、その中では、29年度は制度設計、そしてまず、地域のリーダー育成から取り組んでいくということでございましたので、この部分については省略をさせていただきます。次でございましてけれども、各地域には自主的な活動として、例えばともだち大学とか、平成塾などの名称で、さまざまな分野で自己啓発に取り組んでおられます。これらの活動に対して、ひとづくりという観点から、例えば公民館を使用されたような場合、会場費の補助、あるいは免除、そういった町としての支援ができないかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 地域で自主的に活動しておられる方への支援はということでございます。現在、本町が町として行っておりますひとづくりに係る支援事業、取り組んでいる事業、あるいは、それに類似した事業について、関係部署に確認をとりながら整理をしているところでございます。また、地域が自主的に行われている活動、これにつきましても、中身がさまざまあるかと思っております。自己の生きがい活動を広げる生涯学習的なもの、あるいは地域に必要とされる資格であるとか知識の習得活動、さまざまなものが考えられます。全てを把握しているわけではございませんけれども、これらの内容を精査しながら、必要な支援のあり方について、ひとづくりという観点の中で研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 検討中ということでございましたけれども、ぜひ、協働のまちづくりの原点もひとつづくりだと思っておりますので、ぜひ、こういった自己啓発グループの支援をよろしく願いたいと思います。次に、役場職員の人材育成について伺います。町は、人材育成を目的に、求められる職員像を明確にした人材育成基本方針というのを昨年6月に改訂されました。このことについて質問いたします。基本方針の独自、職員研修の充実の中に職員提案制度がありますが、どのように実行され、また、どのように活用されているのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員提案制度でございますけれども、職員による新たな提案、若手による柔軟な発想が町政に生かされ、職務に対する意欲を高め、人材育成と組織の活性化に効果があると考えております。具体的には、今年度下半期の導入を目指しまして準備を進めております。昨年から政策立案等の研修を開催し、実際に企画提案を行うなど研さんを深めてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 今年度下半期から実行できるよということでございます。先般、全員協議会で、第3次行政改革実施計画が示されましたけれども、その中にも職員の人材育成という項がありまして、この中では、職員提案制度を創設し、人材育成につなげるというふうにあります。29年度検討、30年度実施というふうにありましたので、もう少し早くできないのかなという感じがしております。そこで提案でございますけれども、この中身、今検討中でございますけれども、私、平成26年の12月でも同じような提案をしたんでございますけれども、全職員を対象にした、例えばテーマとしては、定住人口をふやすためにはとか、健康寿命を延ばすためには、あるいは経費の削減方法、そういったようなテーマをそれぞれに示しまして、全職員からレポートを作成してもらって、そして審査して、いいものには予算をつけて実現する。そして提案者の方を表彰する。表彰だけではおもしろくありませんので、報償金を出したり、一番いいのはボーナスを増額する。そういったような施策が実行できないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議員ご提案の中身ですけれども、本町の主要施策でありますとか重要な課題となっておりますので、その職員提案制度の参考にはぜひさせていただきたいと思っております。人材育成計画、人材育成基本方針、この中にも書かせていただいておりますけれども、全職員を対象といたしまして、テーマを決定し、提案を求める。これは自由な提案ということで基本的には考えております。その中で選考し、優秀な一提案を選考いたしまして、公表し、また、これを政策として実行していくといったことが、この提案制度の大きな中身になっております。報償金、そのボーナス等については今のところ考えておりませんが、こういったことは人事評価制度等、今導入しておりますので、そういったものにも反映はされていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 基本方針の中では、私が見る限りは、全職員ではなくて、対象職員及びテーマを決定しというふうにありましたので、ぜひ全職員、それは何でかといいますと、新規事業を発掘するという目的もありますけれども、それだけではなくて、本当のところは、やる気のある職員への人材育成、やる気のある職員をつくっていく。そして役場の職員、大変強いと

いますか、高い潜在能力を持っておられます。それを発掘していく。あるいは適材適所への配置、そういった観点から私は提案をしております。そういったことで、御検討いただくというのでございますので、できるだけスピード上げて対応して、検討してもらいたいというふうに思います。それから次に、同じ基本方針に、民間企業派遣研修の実施というのがありますけれども、その実施状況と今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 民間企業への派遣研修でございますが、平成26年度から株式会社アンデルセン、広島アンデルセンのほうへ1週間程度派遣を実施をしております。本年度もこの派遣については続けていこうと思っております。その中で、民間経営の意識とサービス業としての精神を学ぶと、こういったことが今の派遣では目的となっております。また、この企業以外にも新たな企業の発掘のほう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） アンデルセンへの人材派遣ということでございましたけれども、大体昨年度何名ぐらい体験をされておるのか、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 毎年3名程度でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 3人程度ということでございますけれども、私思いますのは、やはり全職員が、一遍にはできませんけれども、そういった民間企業を体験するというのは大事だと思いますので、日常業務もございますけれども、できるだけたくさんの方が体験できるような方法をお考えいただきたいと思います。それから次も基本方針の関係でございますけれども、民間経営手法の導入及び経営意識の醸成のため、民間企業の講師による研修はどのようなことを実施されたのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） この人材育成基本方針の中で、独自職員研修の充実の中の項目に、民間企業等の講師による研修、そういった中で、民間経営手法の導入及び経営意識の醸成といったことが書き込まれております。実際に、この独自研修の中で、民間企業から講師を派遣していただいたといったことはございません。まだ、そこまではできておりませんが、研修センター等の主催します管理職対象の研修でありますとか、そういった研修には、民間企業のトップ等が特にマネジメントについての講義をいたしますので、管理職は、そちらの研修のほうには参加をさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） まだということでございますけれども、ぜひ、町の独自研修の中にも、こういったことを取り入れて、なるべくたくさんの方が研修を受けられるような体制が必要ではないかと思います。また、先ほどの担い手大学も一緒だと思いますけれども、研修の効果が上がるかどうかの大きなポイントは、どういう講師を選ぶかというのが非常に大きいと思います。ぜひ、予算のこともございますけれども、ここは将来の人材育成でございますので、金に糸目はつけないとはいいたしませんけれども、なるべく効果の上がる講師を選んでいただきたいというふうに思います。次の項目でございますけれども、国の人材支援制度を活用して町外のスペシャリストを本町に招き、リーダーとして活用できないか、つまりヘッドハンティングのことでご

ございますけれども、そのようなことはお考えかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） ヘッドハンティングというお話でございますが、国の人材支援制度として、地方創生人材支援制度、こういったものがございます。人口5万人以下の市町で、地方創生に関し積極的に取り組み、地域の変革に活用する意欲を持っていることが派遣対象団体といったこととなります。派遣人材の役割につきましては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されました施策の推進を中核的に担っていただくといったこととなります。現在、制度設計の最中でありますので、今後活用できる内容と、またこの制度がマッチすれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 検討ということでございますけれども、5月2日付の新聞の報道によりますと、隣の安芸太田町では、山間部の産業振興をサポートしてもらうために元ソニーの社員を招聘しておられます。未来の地域を担う職員の人材育成というのが最も大事だとは思いますが、特にスペシャリストを育成するには時間がかかりますので、職員の人材育成と並行して、外部の専門家の力を借りるのも必要ではないかというふうに思います。一つの例として、豊平地域では、そば打ちの名人であります高橋名人に来ていただきまして、指導していただいた結果、私は、経緯等余り詳しく知りませんが、豊平地域が、あるいは北広島町がそばの里として全国に知られ、地域おこしにもつながっているというふうに思います。このような実例を見ても、大変有効な手段であると思っておりますので、ぜひ、そういったことも参考にして、こういった取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） スペシャリストを招聘するといったことになると、どのような施策でありますとか、どのように進めるかといったことになってまいりますので、そういった施策に必要であるといったことになれば、そういったスペシャリストを招くといったことも当然考えていかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 私はたくさん必要な施策はあると思うんです。島根県的美郷町という町がございまして、鳥獣害被害の対策に大変力を入れておられて、成果も上げておられる。また、ジビエもヤマクジラという名前がたくさん売られておりまして、ちょっと行ってみたいんですけども、やはりそれができたのはスペシャリストがおられるんです。外部の方と、役場の職員にもおられました。そういったことで、格段に施策が実現していくということを私も目の当たりにしたものですから、ぜひ、そういったことも参考にして取り組んでいただきたいと思いますということで、少ししつこくなりましたけれども、申し上げました。次に、今、町外の専門家の方のことばかり言いましたけれども、町内にも第一線をリタイアされまして地域に住んでおられる、その道の達人がいらっしゃいます。その人たちにも、町の臨時職員とか、そういった形でお手伝いしてもらって仕組みをつくる考えはないのかどうか、お聞きいたします。その方の生きがいにもつながっていくと、そういうふうに考えます。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 地域におられるスペシャリストの方の活用ということでありますので、地域の人材育成という観点で、企画課のほうから答弁させていただきます。今、議員おっしゃ

られましたとおり、地域には、それぞれの分野でのスペシャリスト、かなり精通された方、かなりおられると思っております。今後、ひとつづくりという観点で進めていく中で、このスペシャリストの方、この方を例えば担い手大学、あるいはさまざまな研修の中で、講師としてご協力していただくこともあるかと思っております。また、この方がまさに担い手として活躍していただくのも期待するところでもあります。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 人材育成については以上で終わりたいと思います。2番目の質問であります健康ポイント制度の導入について質問いたします。我が町も、他の市町と同じように高齢化社会を迎えており、社会保障費が増大する反面、交付金の減少など財政的に厳しい状況が続いております。今後、この傾向はますます顕著になるのではないかと危惧されます。そのため介護予防や医療費の削減を図るとともに、健康寿命を延ばすためには、町民をいかに健康づくりに誘引するかが重要なテーマであると考えます。しかしながら、健康や運動に無関心であったり、健康づくりの重要性は認識していても具体的な行動を起こしていない人も多いと思います。

本町では健康づくり事業や基本健診、がん検診などに積極的に取り組んでおられ、徐々にではありますが、医療費や介護認定率などの数字にその効果が得られるようになってまいりました。しかしながら、まだ満足できる状況ではありません。そこで、健康ポイント制度の導入について、次の質問をいたします。健康体操への参加でありますとか健康診断の受診など、行政が実施する健康づくりの活動に参加した人にポイントを与え、そのポイント数に応じて、ユートや特産品と交換できる仕組み、あるいは協賛事業者の割引が受けられる町独自の健康ポイント制度を導入する考えはないかお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） ご質問いただきました町独自の健康ポイント制度の導入についての考えについて、保健課からご回答させていただきます。議員がおっしゃいましたように、健康体操や健康診断の受診など健康づくりに関する活動に参加した方へポイントがたまり、特典が受けられる健康ポイント制度については、県が事業を開始しました広島ヘルスケアポイントを広く周知し、活用することを考えております。そのため、町の特産品やユートと交換できる町独自の健康ポイント制度の導入については現時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 町独自の健康ポイント制度は現時点では考えてないということで、大体想定していたような答弁なのでございますけれども、確かに広島県は、県内全域を対象としたこういった健康づくり、ケアポイント制度をつくっております。そこで、まず、この広島ヘルスケアポイント制度の本町におきます申請状況と、これから町としては、どのようにこれを活用する考えあるのかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課から、本町の申請状況についてと、今後の活用方法についてご回答させていただきます。広島県のヘルスケアポイント制度を今現在4月7日現在で、広島県全体で1万3554人が申請をされております。そのうち当町では男性11人、女性23人、合計34人の方が申請をされております。申請後、町内では、平均してひと月に3名ほどの方がポイント制度を実際に利用されている状況でございます。今後は、今年度は県が実施します広島ヘルスケアポイント制度の周知を行い、このヘルスケアポイントを獲得する方、申請を

される方をふやしていくことに取り組んでいくところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 本町では、今34人が申請をされているということで、非常に少ないというふうに思います。私も、この広島ヘルスケアポイントというのを活用してみようと思いましたが、これはHMカードというのが必要なんですけれども、これを申請いたしました。小さいですけど、これがHMカードというカードでございます。これ大したカードでなくて、磁気もメモリーも入っておりませんが、ただ、私のID番号がここに書いてあるということで、これを使ってパソコンであるとかスマホでアクセスして活用するというものでございます。この取得の方法というのはパソコンでありますとかスマホから、HMカードというのを取得します。これは無料で非常に簡単にできます。申請いたしますと、役場のほうへこれが送られてくるということでございます。多分、今北広島町では本庁しか受け取れないのではないかと、ホームページ上そうになっておりました。そういったところも各支所で取れるようにしないと普及していかないんじゃないかという感じもいたしました。このカードにあります、先ほど言いました、IDで広島健康手帳というサイトがあります。これは広島県の医師協会が運営しているサイトでございますけれども、これにログインいたしまして、健康への取り組み項目を入力いたしますと、例えば血圧をはかりましたとか、きょうは何歩歩きました、そういったことを投入いたしますと、このポイントがたまっていくということでございます。また、そのほかの使い方としては、自分の健康情報を入力することによりまして毎日の健康管理に使えます。また、自分の血圧でありますとか体重などの情報も病院と共有されまして、処方されたお薬情報も確認できるなど、さまざまな特典でありますとか活用状況があることがわかりました。しかし、この制度は、スマートフォン、あるいはパソコンの利用が前提であります。そのため、私も入れましたけど、なれないとなかなか難しいです。わかりにくい。だんだん嫌になってきました。私もかかりつけの病院と薬局でこのカードを提示いたしましたけれども、それは何ですか、うちは知りませんというような返事でもございました。まだ、時間がたっていないからかもわかりませんが、取り扱っていないということであります。私が今回提案しているのは、介護予防とか医療費の削減ということで、高齢者の方に運動してもらいたい、健康にいいことをしてもらいたい。それに対してポイント等優遇措置を与えたいというのが目的でございます。スマホであるとかパソコンがないとできないということになりますと、やはり、先ほど34人、本当は中身を、年齢的なものを聞いてみたい気もしましたけれども、多分若い方が中心になって、高齢者の方はなかなか申請していらっしやらないんじゃないかという気がいたします。はっきり言いまして、私、今時点では、高齢者の方に、あんたもこれ加入したらどうというふうに進める勇気はありません。そういったことで、先ほどから言っておりますけれども、私が提案しております高齢者の健康増進には適していないように思いますので、再度保健課長に申し上げますけれども、高齢者を対象にした、デジタルではなくてアナログ形式の、要するに紙に、夏休みにラジオ体操行ったら判こ押ししてもらえますよね。首からぶら下げて、こういうような楽しみながらポイントがたまる。競っていきますよね、隣の人と、私が何ぼたまつたとか、ポイントためるといのは高齢者好きなんですよね。そういったような制度をぜひ本町も、今決めるということはないと思いますけれども、再度、この広島県がやっておりますのは、これはこれで若者向けということで、私はいいと思いますので、さらに上乘せして、町独自のものがないか、しつこいようですけども、再度伺います。



- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ）再度、町独自のものはどうだろうかということでございます。高齢者の方に向けたポイント制度については、今後研究してまいります。やはりおっしゃるように、高齢者の方にとって、健康づくりに積極的に取り組んでいただけるような町独自のものも必要と思っておりますので、検討してまいります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行）今回、これ提案させていただきましたのは、私も思っておりましたけれども、実は、私の周りにおられます高齢者の方から、こういう制度がでんかかと、新聞では、ほかの市町はやってるところありますよということを聞きました。それでいろいろ調べてみました結果、県のはありますけども、どうもこれでは網羅できないんじゃないかということで、ぜひ介護予防、医療費の削減、これから社会保障費がふえていくのは目に見えておりますので、それらがなくて、みんなが健康寿命延ばして、幸せな老後が送れますように、ぜひご検討をお願いして、私の質問を終わります。
- 議長（伊藤久幸）これで大林議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、あす21日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
- 議長（伊藤久幸）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会したいと思います。なお、あすの会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 44分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~